家族間の老齢者扶養と相続におけるケア提供者の保護 ~アメリカ法を参考にして~

西村 真理子

≪目次≫

- 第1節 問題の所在
- 第2節 アメリカ法における原則 (コモンロー)
 - 1 アメリカ法の根底にある大原則 (Doctrine of non-recovery=Family member rule)
 - 2 コモンローにおける前記大原則の判例上の適用状況
 - (1) 「家族のような | 関係
 - (2) 利益と負担の相互性
 - 3 現在コモンローの提案している問題の解決方法
- 第3節 ルイジアナ州民法典の対応
 - 1 ルイジアナ州民法典の概要
 - (1) 親が困窮している場合~子が複数いる場合~
 - (2) 子が一人っ子の場合
 - (3) ケア提供者が傍系親族(兄弟姉妹)の場合
 - 2 ルイジアナ州民法典の対応に対する学説による問題点の指摘
- 第4節 イリノイ州制定法の対応
 - 1 制定法と裁判所の解釈
 - 2 イリノイ州制定法の長所
 - 3 イリノイ州制定法の短所
- 第5節 近年の提案(家族内ケア提供者の選択的相続分 Family caregiver's elective share)
- 第6節 まとめ

第1節 問題の所在

老親(あるいは家族内の高齢者)のケアを一手に引き受けてきた独身の 長女が、例えば遺言で配慮されなかったり、相続廃除されたり、はたまたケ アに一切かかわらなかった他の兄弟姉妹とともに法定相続を甘受することを 迫られた時、この長女のケア提供を正当に評価し、相続においてこの長女を 救済することはできないか。本稿はこの点について検討することにする。こ の問題を解決するために日本の民法は、遺留分制度や寄与分制度を準備して いるが、例えば兄弟姉妹が複数いる中において一人で担ってきたケア提供を 遺留分制度で補完するのには、遺留分の割合が法定相続分の場合の二分の一 になってしまうことから不足があるし、寄与分制度も現状では期待通りの成 果を上げていない¹。寄与分に関するある文献²は、特に療養看護型の寄与 分の主張について、日本の裁判所がそういった種類の寄与は扶養の義務の範 囲内であるとして主張自体を妨げたりすること、「特別の寄与」の立証には 著しい困難が伴うことなどが原因となって、寄与分の主張がなかなか認めら れない現状につながっているとする。この文献は、寄与分での解決が難しい のであれば、遺産分割から療養看護型の寄与分を外し、扶養料の精算という 方法によることも考えられるが、この方法は相続人間の感情的対立の解決に は全く役に立たず、ただ遺産分割を長引かせるだけになってしまうから解決 方法としては現実的ではないともいっている。また、この文献は、被相続人 の生存中に扶養料を負担しなかった人に、死後にまとめて費用負担を求める というのも得策ではなく、せめて遺産がある場合には遺産分割の中で解決し ていくのが望ましいともいう。遺留分制度の欠陥や寄与分制度のこのような 現状の中で、果たしてどうすればよいか。そこで、その答えを求めるために アメリカ法を参照することとする。

本稿では、まず、アメリカ法におけるコモンローの原則を見て、次にこの 原則に異論を唱えるルイジアナ州、イリノイ州の考え方を検討する。そして それらを踏まえてアメリカにおける近年の提案を見ていきたい。中でも、イリノイ州制定法の考え方と近年の提案は、手法は異なるものの、家族内ケア提供者のケア提供に対する補償を認めようとしており、注目に値する。

ちなみに、アメリカの相続法は日本の相続法とは異なり、清算主義、人格代表者制度を採用している。これは、遺言があれば遺言執行者、無遺言であれば遺産管理人が主体となり、死者の遺産でまずは死者の債務(税金、葬式費用などを含む)を返済し、その後残ったプラスの遺産で、受遺者や法定相続人に財産を分配していくという方法である。単純承認をすれば、死者のプラスの財産とともに死者の債務も相続することとなる日本の包括承継主義とは大きく異なる。しかし、アメリカの中でもルイジアナ州だけは例外で、大陸法(日本法)のような universal succession を採用している。

第2節 アメリカ法における原則 (コモンロー)

1 アメリカ法の根底にある大原則 (Doctrine of non-recovery=Family member rule) ⁴

家族間の老齢者扶養におけるケア提供に対する補償について、アメリカ法には契約理論における裁判上の大原則がある。それは、家族構成員によって、他の家族構成員に対してなされたサービスは、明示の契約がなければ無償でなされたものと推定されるというもの。従って、無償でなされたサービスに関する契約に対価(consideration)はなく、それ故に明示の証拠がなければその契約は履行できないものとされている5。

また、アメリカの裁判所は、ある人が別のある人に対して、支払いを期待することを示唆する状況の下でサービスを提供するとき、契約は黙示のうちに存在し、サービスを提供した人はこれらのサービスの価値を取り戻す権限を与えられると推定している。しかし、サービス提供に関する当事者同士が親族関係にある場合~特に親子関係にある場合~は、その推定が覆されるとされている。この状況においては、サービスは愛情を対価としており、支払

いへの期待はなかったものと推定される。サービスに対する補償を申し立てる家族構成員は、「明白かつ確信を抱くに足る満足のいく証拠」を示し、補償に関する明示あるいは黙示の合意があったことを立証しなければならない。この立証責任は非常に重く、死者の遺産(estates)からサービスの価値を取り戻すことは、家族構成員にとって不可能に近いのが現実であるといわれている。6。

アメリカ法の契約理論におけるこの裁判上の大原則(Doctrine of non-recovery=Family member rule)は、19世紀の半ばにその起源を持つ。そしてそれは、①相互的利益が存在する家の中で提供されたサービスは無償と推定されていたこと、②公序が家庭内での労働を保護する原則を要求していたこと、の2つをその正当化理由とするといわれている「。①の正当化理由の下では、裁判所は、家が相互の利便性の制度として機能していたことに注目し、家族構成員たちは皆、家全体に対して支払いに対する期待なく貢献していたものとみている。従って、サービスは、支払いを期待してなされたものではなく、むしろそのサービス提供に呼応する、他の家族構成員によって提供されるサービスから生じる利益に対する期待からなされたものとされている。②の正当化理由の下では、裁判所は、教義が家の中の「神聖さ」を保護するとみていた。こうしておけば、家族構成員による補償に関する無用の争いを防ぐことができると考えていたからである。

ある学説⁸は、現代の裁判所が、19世紀発祥のこの古風な原則を適用し続けていることに疑問を呈している。その論拠は、①19世紀の家族が、時代を経て、合衆国が農業国家から産業国家に変化をするのに伴い、大きく形を変えたため、この大原則(Doctrine of non-recovery=Family member rule)が前提とする家族像がもはや消滅しつつあるということ、②19世紀の家族像の中で、家族構成員間で提供されていたサービスを、現代では家族外の資源に求めるようになったことから、かつて家の中で家族構成員によって提供されていた多くのサービスが激減したこと、などである。そして、あ

る家族構成員が、別の家族構成員にケア提供したことに対する補償を求めることを禁ずるアメリカ契約理論におけるこの大原則は、いよいよ立法府によって覆されるべき時を迎えているとこの学説は主張するのである⁹。

2 コモンローにおける前記大原則の判例上の適用状況

コモンローの法域では、ある人が親族関係にない別のある人に対して、好意的なサービスを提供し、そしてサービスの受け手がそのサービス提供により利得していると認識し、実際にサービスを受け取っている場合、法は受け手側にケア(サービス)提供者に対して返済をするための黙示の約束(promise)を想定する。しかし、サービス提供者とそのサービスの受け手が親族関係にある場合、法は当該サービスが無償で提供されたものと推定し、サービスの受け手は、提供されたサービスに対し支払いの義務を負わないとされる。

判例には様々な事実パターンがあり、裁判所が実際に前記大原則(Doctrine of non-recovery=Family member rule)をどのように適用しているかについては、一定の基準が浮かんでこないといわれている¹¹。しかし一方、family caregiving serviceの補償に関する申し立てを裁定するに当たり、判例には、一定の頻度で以下のような原理が現れてきているようである。(1)実際には親族関係にない者同士の間でサービスのやり取りがあっても、「家族のような」関係というものをあえて見出して、サービスに有償性を認めることに消極的、つまり、ケア(サービス)提供に対する補償をなかなか認めない、(2)サービス提供の無償性を推定する際に、生活共同体を同じくする親族は、生活をしていく中で、相互に利益と負担を享受している実態があると想定し、サービス提供に対する補償をなかなか認めない。以下に、これら(1)(2)の原理について詳しく見ていくこととしよう。

(1) 「家族のような」関係

繰り返し述べているように、裁判所は、死者とケア提供者の間に近しい

親族関係が存在する場合には、サービスは無償で提供されたものと推定されると判示してきている。ケア提供者に対する補償が認められるためには、この推定が覆されなければならないのである。これは、死者とケア提供者が親族関係にある場合のことだが、裁判所はさらに進めて、死者とケア提供者が親族関係にない場合にも、両者間に「家族のような」関係をあえて見出して、この原則を適用しようと試みている。つまり、親族でない者にまでこの原則を適用することによって、ケア提供者の保護は概して弱まることになろう。黙示の契約によってケア提供者に対する支払いが正当化されるか、あるいは、エクイティ上ケア提供者に対する支払いが法的に正当化されるかの立証責任を創造するのは、その「家族のような」関係における親密さであるといわれている 11 。

ある判決 ¹² は、「家族のような」関係を、共同生活者(co-habitants)に まで拡大した。補償請求者は、控訴理由の中で、自身と死者(男性)が家族 関係になかったことを立証する一環として、先例を引いて、家族とは何かに ついて定義づけしている。その内容は以下のとおりである。(a)社会的地位が なければならない、(b)家に集合した者たちを指導コントロールする権利、少 なくとも統率について制限的な方法を持つリーダー(head)がいなければ ならない、(c)そのリーダーには法的あるいは道義的に他の家族構成員を扶養 する義務がなければならない、(d)この扶養のために、少なくとも他の家族構 成員たちに部分的な依存がなければならない。この判決では、死者の共同生 活者であった女性が、死者のビジネス、料理、洗濯などの身の回りの世話に 関連するサービス提供に対する補償を求めて出訴したが、死者と女性の関係 が前記(a)~(d)を充足するから「家族のような関係」であったと判断され、補 償は認められなかった。学説 ¹³ はこの判決について、裁判所が実際の親族 関係が存在しなかった事実を取り上げていない、補償請求者である女性が法 定相続人でもなかったから遺言で配慮されていない限り何も取得できない、 補償請求者である女性を家族と位置付けることにより黙示の契約の一般的推

定を及ぼすことも阻まれた、などと述べている。

(2) 利益と負担の相互性

例えば、家族構成員は、共に暮らし、経費を分散し支出を共有することで 利得すると同時に、日常の家事を負担する。そして、サービス(ケア)の受 け手である家族構成員が裕福である場合は、その者と同居してサービス(ケ ア)を提供する家族構成員側にも、経済面でのメリットが生じるものと想像 される。つまり、ある家族構成員が別の家族構成員に対して提供したサービ スを無償でなされたものと推定することは、家の中のどの家族構成員も負担 を請け負うのと同時に、他の家族構成員の労働から利得しているという理論 に基づくといわれている¹⁴。しかし、学説¹⁵は、家族内に近しい連帯感や利 益の共有がない場合は、この理論が、家族間のサービス提供を無償でなされ たものと推定することの論拠としては妥当性を欠くと評価する。なぜなら ば、家族間のサービス提供でもこの理論と一貫しない場合が実際にありうる からである。たとえば、長い期間別居していた子が、ケア提供のために家に 帰り、親に対してサービス提供をした場合、このサービスが無償で提供され たという推定の本質的な部分(「利益と負担の相互性」) は欠落していること になるから、裁判所は、このサービスの有償性を認め、補償請求に応じたり する ¹⁶。一方、同居している子が親に対してサービスを提供した場合には、「利 益の相互性」のポリシーの下、原則としてサービスは無償で提供されたもの と推定される為、補償を求める子はそのサービスの有償性を立証するという 難題に直面している。ある判決 ¹⁷ は、家族間のサービス提供について無償 の推定が及ぶのは、家の中では各家族構成員によって相互的利益が経験され ているからであり、また、同じ家の中にいる家族構成員はすべての家族構成 員の利便性のための親切な行いに参加しており、その行いは無償で果たされ ている、と述べる。この判決では、妹の兄に対するサービス提供が無償でな されたものと推定され、補償は認められなかった。

このように、コモンローでは、原則として、家族間のサービス (ケア) 提

供は、明示の契約がなければ無償でなされたものと推定され、全般的に補償 は認められにくいようだが、コモンローは補償を認める方向での解決方法も 一応提案している。次にそれを見ていくこととしよう。

3 現在コモンローの提案している問題の解決方法

コモンローは、家族構成員が、必要に迫られた高齢の親族にサービスを 提供し、その者の死後、補償請求できるかどうかという問題について、補償 を認めようとする方向で解決するための方法として、遺言を作成しその中で サービス提供に対する補償を目的として財産を残すと約する契約の締結を 認めるという途を確保している。統一遺産管理法典 18 もこれを歓迎するが、 その立証を認める場合を以下の3つのいずれかの場合に限定している。①契 約の重要条項について述べる遺言の条項が存在する場合、②契約上の文言を 立証する外部的証拠と契約への明示の言及が遺言上にある場合、③契約の証 拠となる死者によって署名された書面がある場合。サービス提供に対する補 償を目的として遺言を作成しその中で財産を残すことを約するこの契約は、 アメリカでも早い時期から認められ、その効力にも疑いはないとされている 19 が、実際には家族間で明示の契約が締結されることはめったになく、判例も このことを強く示唆している。判決によっては、明示の書面化された契約が ないために、そのままでは補償が認められないサービス(ケア)提供者たち は無償性の推定を覆そうと必死である。しかし、中々推定は覆せず、補償が 認められないことも多い20。具体的には、サービス(ケア)提供者がサービ ス (ケア) の受け手と同居して面倒を看ることにより利得していた場合、「家 族のような関係」を見出した場合などである。一方、明示の書面化された契 約がなくても、十分な証拠があれば、黙示の契約を見出したり、特別の事情 を考慮したりして、補償請求が認められることもある 21。具体的には、「家 族のような関係」を見出さない場合、一旦自立した子が老親のために実家に 戻りサービス (ケア) 提供した場合、サービス (ケア) の受け手が裕福でサー

ビス (ケア) 提供の度合いが通常の域を超えていた場合、サービス (ケア) 提供者が就職の機会を見送ってサービス (ケア) 提供に従事した場合などである。判例は証拠の強さによっても左右されている。また、判決の中には、死者の生前に補償請求すべしとの趣旨のものもあるが、一般に家族構成員がサービス (ケア) 提供者となる場合は、死者 (ケアの受け手側) に住居以外にめぼしい財産がないことがほとんどで、死者の生前の補償請求は合理的であるとは言えないとされている ²²。コモンローは一見、良き解決の途を確保したかのようだが、実際には安定的な問題解決には至っていないと言えよう。家族の中に契約は入り込みにくいのである。

以上がコモンローの概要であるが、アメリカには、このコモンローの原則 に例外を認めるいくつかの法域がある。特に、ルイジアナ州とイリノイ州の 動きが注目に値するが、まずはルイジアナ州の考え方から見ていくことにし よう。

第3節 ルイジアナ州民法典の対応

1 ルイジアナ州民法典の概要

ルイジアナ州も原則として、ケア提供者とケアの受け手が親族関係にある場合は、明示の契約がなければ、そのケアは無償で提供されたものと推定し、補償の対象にならないというコモンローの考え方を採用している。しかし、ルイジアナ州の裁判所は、このコモンローの一般的な無償性の推定に固執しながらも、ケアの受け手と親族関係にある主たるケア提供者に補償を認める3つの場合をこれまでに例外的に提案してきている。それは以下の3つの場合である。(1)親が困窮している場合、(2)子が一人っ子の場合、(3)ケア提供者が傍系親族(兄弟姉妹)の場合。以下一つずつ見ていくこととする。

(1) 親が困窮している場合~子が複数いる場合~

ルイジアナ州裁判所は、子である主たるケア提供者が親に与えたケアに対してその死後補償を受けられるかどうかを判断する際に、その親が生前「困

第していたかどうか」ということを一つの判断基準としている。ルイジアナ州 Civil Code229条が「子らは、困窮している父親と母親そして他の直系尊属を扶養する義務がある」と規定していることから、親が困窮していたのならば、ケアの主たる提供者である子は、共同相続人(兄弟姉妹)に対してその寄与について補償を請求できるとするのである²³。それは裏を返せば、事案の具体的解決として、親が困窮していなければ、ケア提供に中心的役割を果たした子は他の共同相続人に対してその寄与について補償を請求することはできないということになる²⁴。また、親が困窮していても、ケア提供は事実上子が親に対して負っていた債務を返済していることになるから、子は死者の estate に対する債権者として補償を請求する権限を持たないと判示した判決もある²⁵。また、この判決をきっかけに、「困窮する」親を扶養する義務は、連帯的であることを確認した判例がある²⁶。そこでは、複数の子らがいる中で、より裕福な子が親に対してより多く寄与すべしとはされていない。債務は複数の子らの間で平等に分配されるべきであるとされているのである。

(2) 子が一人っ子の場合

子が複数いる場合は、親が生前困窮していれば、主たるケア提供者であった子は他の共同相続人に対してその寄与について補償を請求することができるが、主たるケア提供者であった子が一人っ子の場合はどう考えるか。これについて学説は、死者の債権者として死者の遺産(estate)に請求する権限を認めてはどうかと言っている²⁷。現在の法制では、ケア提供者が一人っ子であった場合は、その子は困窮していた親の遺産(estate)が先に全債権者に分配された後に補償を受けるということになり、十分な補償を受けられないものと考えられている。親が破産していれば、何も取得できないという結果にもなりかねない。それを回避するために、子を債権者と同等の地位に置いてやろうということである。

(3) ケア提供者が傍系親族(兄弟姉妹)の場合

子には「困窮する」親を扶養する法的義務があるが、兄弟姉妹間にはそのような法的義務はないといわれている。そのことを理由に、兄弟姉妹間のケア提供については、子がケア提供者となった場合とは異なる扱いをしている。ルイジアナ州最高裁判所は、「困窮する」者に対してサービスが提供された場合、それが兄弟姉妹間のケア提供であれば、コモンローの無償性の推定は適用されないと判示した²⁸。

2 ルイジアナ州民法典の対応に対する学説 29 による問題点の指摘

このように、ルイジアナ州は、ケア提供者とケアの受け手が親族関係にある場合は、明示の契約がなければ、そのケアは無償で提供されたものと推定され補償の対象にならないというコモンローの考え方(Family member's rule)に固執しながらも、限定的にではあるが、判例上、ケア提供者とケアの受け手が親族関係にある場合に、主たるケア提供者に保護を与えようと試みてきた。しかし、その試みは実際には必ずしも成功しているとは言えない。そして加えて以下に示すように、その問題点も指摘されている。

(1)親が「困窮している in need」状態の定義づけがなされておらず、一貫した基準が見えてこないとの指摘がある。コモンローが、明示の契約がなければ、親族間のケア提供を無償でなされたものと推定することの根拠の一つに、ケア提供者とケアの受け手が生活共同体を一にすることによって、ケア提供者がケアの受け手の生前に「利益の相互性」によって潤うことが挙げられるが、親が「困窮している」場合は、この「利益の相互性」の部分が欠落するから、補償請求を認める必要性が高まるであろうことは理論的に容易に推測できる。しかし、「困窮」の程度は様々であって、一貫した基準を見出すことは難しい。

(2) 傍系親族と子らについて異なる扱いをすることについて、説得的理由づけがないとされている。異なる扱いをすることについて裁判所は、Civil

Code 229 条を根拠としているが、親族間のケア提供においては、傍系親族に限らず、全ての親族が何らかの損失を被っているはずであり、これらの損失はケア提供者とケアの受け手の間の血縁関係の性質とは無関係に請け負うものであるから、全ての親族がケアとサービスの提供について補償されるべきであるといわれている。

(3)子に兄弟姉妹がおり、親が「困窮している」ことを立証できれば、その子は少なくとも兄弟姉妹に対して補償請求できるが、親が債務超過や重い負担付の財産を残すという状況で死亡した上に、子が兄弟姉妹のいない一人っ子である場合は、その子はサービス提供の負担を回復することが全くできなくなってしまう点にも問題があるといわれている。学説はこの点からも、またコモンローの無償性の推定がいまだ深く根付いている点からも、子が死者の債権者として死者の遺産(estate)に補償請求することを認めるイリノイ州制定法の考え方を最善としている。そこで次にイリノイ州制定法の対応を見ることにしよう。

第4節 イリノイ州制定法の対応

1 制定法と裁判所の解釈

1988年、イリノイ州立法府は、家族構成員であるケア提供者に対し、特定の要件を充足すれば、死者の遺産(estate)に対し補償請求可能とのユニークな制定法を採択した。

最初の採択では、精神的身体的障害者の配偶者、親、兄弟姉妹は死者の遺産(estate)に対し補償請求できると規定されていた。1992年の改正で、補償請求者の範囲は子にまで拡大された³⁰。2008年の改正により、現在では、補償請求者の請求に際し、裁判所によって減額される具体的な場合も規定されるようになったし³¹、補償設定額も当初とは異なっている³²。

家族構成員であるケア提供者に課される特定の要件とは①精神的身体的障害者のケアに専念すること、②ケアの受け手とともに暮らすこと、③その期

間は少なくとも3年に及ぶこと、である。しかし、裁判所はこのほかにも、 失われた雇用機会、ケアの受け手の障害の深刻さ、失われたライフスタイル 確立の機会、ケア提供を原因とする感情的落ち込みなど、補償請求を認める にあたって多くの要素を考慮する。

しかし、制定法採択後、当初はこのイリノイ州制定法の解釈にかかわった 判例は少なく、補償請求を認めるという実質的成果も上がっていないのが実 状であった。ある判決³³ は、補償請求者である妹が、死者(姉)と共に暮 らしていなかったという理由で、死者の遺産(estate)に対する補償請求を 認めなかった。このケースでは、死者(姉)と補償請求者(妹)は双方退職 し、玄関を同じくするアパートメントの別棟にそれぞれで暮らしていた。裁 判所によれば、「共に暮らすこと」という要件は、ケア提供者とケアの受け 手が同一の世帯を共有することを意味していたとされる。また裁判所は、補 償請求者が退職していたので、失われた雇用機会というのは問題にならない し、そのライフスタイルも本件のような居住環境で大きく変わることはない し、感情的落ち込みを示す十分な証拠もないと判示した。本件の補償請求者 によるケア提供は実質1年半であったので、3年という要件を充足していな かったことが補償請求の認められなかった最大の要因であろうといわれてい る。

しかし、また別の判決³⁴では、制定法の解釈について異なる見解が示されている。補償請求者が死者の遺産に対し補償請求したこのケースでは、補償請求者が死者の生前に既に補償を受けており、他の法定相続人はそれがケア提供の見返りとして補償請求者が受け取ることのできるすべてであって、これ以上の補償は問題にならないと主張したが、これについて裁判所は彼らの判決の観点から特に理由を付することなく考慮する必要はないとしている。そして、その上で、補償請求を認めるかどうかを決するに当たり、補償請求者が、失われた雇用機会やライフスタイルの選択に苦しんだり、感情的に落ち込んだりすることを証拠とすることには賛同するが、これらの要因

がないからと言って、制定法が補償請求を認めない趣旨であるとは考えられないとしている。そして、「ケアに専念」とはいっても、「24 時間体制でのケア提供」を示さなければならないということを意味するわけではないという。裁判所は、補償請求者が精神的身体的障害者に対し 24 時間のケアを提供したことを示す必要はないが、しかし、精神的身体的障害者に対し、「ケア」以上のものを提供した事実を示さなければならないとしている。また、裁判所は、要求されたケアが少なくとも 25% 程度の障害を持つ者に及ぼされたことを示さなければならないとも述べた。本件では、補償請求者がどちらも示していないことから、裁判所は補償請求を棄却した。この判決は、一旦、補償請求認容に前向きな姿勢を示しながら、結果的に、補償請求認容のハードルを高く設定してしまったといえるのではないか。

その後、1999年、イリノイ州最高裁は、このイリノイ州制定法の違憲性 を主張する事案(Gebis ケース) 35 に遭遇する。このケースでは、死者とな る母親が生前に精神的身体的障害者の判決を受けており、息子と娘が共同後 見人となっていた。母親の死後、息子が約11年にわたるケア提供の見返り として、イリノイ州制定法に基づき、後見手続きの範囲内で母親の財産に補 償請求した。娘がこれに反発。制定法は、実質的手続き的デュープロセスの 原則、平等保護条項などに違反するから違憲であると主張した。事実審裁判 所は娘の主張に同意したが、イリノイ州最高裁は、事実審裁判所が管轄権を 持っていなかったことを理由にこれを破棄、事案を差し戻した。この結果に ついては、憲法適合性の問題を正面から扱うことなく処理してしまったこと から、引き続き家族構成員であるケア提供者は、補償の獲得にあたり克服で きない障害に直面しているという批判的な見方もできるといわれている ³⁶。 その後、2002年の Joliff ケース 37 でイリノイ州最高裁はこの制定法を合憲 とした。これにより、この制定法の活用を躊躇していた実務家たちも考えを 変えたようで、この制定法を援用して補償請求を申し立てるケースが散見さ れるようになった。しかし、だからと言って、裁判所が一貫して補償請求

を認めるようになったということにはならない。「3年共に暮らす」という 要件や、ケア提供に「専念 dedication」することという要件の解釈を厳格に し、補償請求を認めない判決 38 もあれば、「専念 dedication」の解釈、請求 の性質などについて事実を細やかに分析し、補償請求を認める判決³⁹もある。 判例は、「3年共に暮らす」という要件については、3年という期間、共に 暮らすということの実態の双方について、相当厳格な判断をしている。例え ば、カトリックの牧師をしていた独身の息子が、母親である死者の元に週2 回ほど通い、半年以上ケア提供した後、休暇願を出したうえで約2年半共に 暮らし、フルタイムのケア提供をしていた Riordan ケースでは、3年とい う期間を厳格に捉えるとともに、同居以前の通いのケア提供への配慮はせず、 「共に暮らす」とは何らかの生活形態を共有することと定義し、補償請求を 棄却している。またケア提供への「専念 dedication」の程度については、補 償請求を認めるにせよ、認めないにせよ、かなりのレベルを要求する。例え ば、ケア提供者が仕事を含めた社会的活動の自由をほぼ全面的に制約され、 自身も身体に不具合を抱えた Lower ケースでは、ヘルパーの力を借りなが ら、自力で生活できないパーキンソン病に罹患した夫に対し、ケア提供全般 の司令塔となって寝る間も惜しんで献身的に尽くしたことが、ようやく補償 請求の認容に結びついた。一方、母親と共に暮らすことで補償請求者が利得 していた Mendelson ケースでは、Lower ケースとの比較の観点からも、ケ ア提供の専念にははるか及ばず、補償請求は棄却された。引き取り扶養につ いては補償請求を認めるについて寛大であるように思われる。例えば、アル ツハイマー病に罹患した母親をテキサス州からイリノイ州に引き取り、ケア 提供者が自身の就職の機会を見送ってケア提供に専念していた Hale ケース では、死者生前の補償請求者による後見費用の取得に加えて、さらに補償請 求を認めている。そして、コモンローの原則の名残か、上述の Mendelson ケー スのように補償請求者が死者と共に暮らすことによって利得していたような 場合、たとえば共に暮らすことでより安い家賃でより広い家に住むことがで

きるようになったとか、子どもを地域の学校に通わせることができるように なったとか(いわゆる利益の相互性)、そのような場合には、ケア提供の程 度にもよるのだろうが、補償請求の認容については厳格である。

それにしても、イリノイ州制定法がコモンローの考え方では対応できない 補償請求認容の可能性を秘めていることは確かである。そこで次にイリノイ 州制定法の長所を見ていくこととしよう。

2 イリノイ州制定法の長所 40

- (1)イリノイ州制定法は、家族構成員であるケア提供者の補償請求を認める際に、明示の契約の立証を要求しない。これがコモンローの考え方を修正している点である。コモンローの考え方の紹介部分で述べたとおり、ケア提供に対する補償について、家族間で明示の契約を取り交わすことはめったにないといわれている。故にこれを要求しないことは補償請求者にとってメリットがある。その代り、家族構成員であるケア提供者は、ケアの受け手と共に暮らし、要求される期間(3年)にわたり、必要なケアを提供したことを立証しなければならない。また、ケア提供者は、ケアの受け手が少なくとも25%精神的身体的障害者であったことも立証しなければならない。ケア提供者が必要な要素を立証すれば、その後、その者は死者の遺産(estate)に対して補償請求する権利を自動的に取得する。
- (2)ケア提供者が死者の遺産(estate)の実質的な債権者として扱われる。イリノイ州最高裁は、Gebis ケースにおいて、「制定法上の custodial claim は、現在のところ、葬式費用と遺産管理費用と第一の優先順位を共有している」と述べている。このことからも、ケア提供者が死者の人生最後における他の債権者たちと同等の地位にあることが理解できる。これにより、ケア提供者が補償を受け取る前に遺産財産(estate assets)が潜在的に枯渇することを回避することができる。
- (3)イリノイ州制定法は、ケア提供者側がケア提供において経験する様々なマイナスの影響を考慮している。制定法は、ケア提供者が、雇用機会の喪失、

ライフスタイル確立の機会の喪失、感情的苦痛に悩むであろうことを明確に 認識している。これらの「犠牲」が存在することを明確に認識することには、 ケア提供者の補償請求の正当性を証明するという付随的利点がある。また同 様に、継続的なケア提供への付加的動機付けにもなる。

(4)イリノイ州制定法は、家族構成員がその親族に対し、ケア提供することを 促進する財政的動機付けを持つ。そこには、その生活をケアの受け手である 親族に「捧げる」ことに対する財政的見返りがある。この財政的見返りは明 確で、そして家族構成員であるケア提供者に対して具体的な数字を提供する。 それにより、家族構成員であるケア提供者は、どれだけの額を受け取る権限 があるかを知ることができるし、また最低の数字も保障されている。家族構 成員であるケア提供者の果たした「犠牲」について、最高10万ドル、最低 2万5千ドルの評価が表れている40。その額はケアの受け手の障害の深刻さ に依拠しており、また死者の遺産(estate)が義務をすべて支払うのに十分 な財産 (assets) を保有していることも条件としている。この財政的動機付 けはまた、ケア提供者に対し、短期のヘルスケアとは対照的な長期のヘルス ケアを提供することを促す。なぜならば制定法は、ケア提供期間を最低3年 と規定しているので、ケア提供者は、補償を受け取るためにはある程度の時 間の投資も必要であることをあらかじめ認識することができるからである。 ケア提供者は、ケアの受け手を訪問し、数日、数週間のケアを提供しただけ では補償として2万5千ドルを取得することを期待できない。イリノイ州制 定法がこう規定することで、財政的な補償を受け取りたいのであれば、長期 間(最低3年)にわたってケア提供に従事しなければならないことを、ケア 提供者は知ることができる。

以上が学説で指摘される長所であるが、判例からも明らかなように、実際 にはイリノイ州制定法による補償請求認容の成果は思うほどには上がってい ない。そこで次にイリノイ州制定法の短所についてみてみよう。

3 イリノイ州制定法の短所 42

- (1)まず、補償請求可能な者の範囲が狭いということが挙げられる。つまりケア提供者になりうるすべての家族構成員を網羅していないということである。配偶者、両親、兄弟姉妹、子だけでなく、姪、甥、叔父、叔母、いとこそして孫もケア提供者になりうることを見落としている。
- (2)制定法の文言(language)が曖昧な点である。例えば制定法は、精神的 身体的障害者のケアに「専念すること」の意味について指針を与えておらず、 判例上も見解の一致を見ない。例えば Rollins ケースでは、ケア以上のもの を要求しながら、「共に暮らし、精神的身体的障害者に対し個人的なケア提 供を少なくとも3年にわたり行う | こと以上の「専念 | の内容が定義されて いないし、一方、Hoehn ケースでは「専念」したかどうかを決する際に考 慮すべき要因は、制定法が掲げる精神的身体的障害者にケア提供することに よって経験される、失われた雇用機会、失われたライフスタイル確立の機会、 感情的苦痛に尽きるような言い方をしている。制定法の文言の曖昧さは、多 くの訴訟の引き金となりうるし、また、家族構成員が補償を受けることがで きるという確信が持てないために、ケア提供への行動意欲がそがれるという 悪影響にもつながる。「精神的身体的障害(disability)」が存在するかどう かを決する際に考慮されるべき要因についての規定もない。またその定義づ け(何をもって精神的身体的障害25%とするかなど)も曖昧である。この「精 神的身体的障害(disability)」の定義づけが明確になれば、訴訟は減り、ケ ア提供へのインセンティブはより高まることになろうといわれている。
- (3)ケアの受け手とケア提供者に同居を求める点も問題である。Hoehn ケース ⁴³ でも見たように、世帯を別にしていても、価値ある必要なケアを与えることは可能である。「living with 共に暮らすこと」という要件を考慮する際には、実際に世帯を同じくしているかということよりも、ケア提供に要した時間、費用、密度にもっと焦点を合わせるべきであるといわれている。
- (4)3年の制約は、ケア提供者の長期的ケア提供への覚悟を引き出すが、ケア

の受け手によっては進行の早い病気に罹患することもありうることから、こ のような場合には、ケア提供者が救済されないままになってしまう可能性が 否めない。

以上が学説で指摘されるイリノイ州制定法の短所である。補償請求認容をスムーズに進めるためには、まだまだ改善の余地があるということであろう⁴⁴。コモンローの原則の限界を克服しようとしたイリノイ州制定法であったが、今のところ、期待ほどの成果は上がっていない。その原因は、イリノイ州制定法の短所に由来するものと思われるが、だからと言ってイリノイ州制定法が全く活用されていないというわけでもない。長所も見直され、判例の中には制定法を梃子として、補償請求者の請求を認めるものもある。イリノイ州制定法に展望が全くないというわけではなさそうである。

イリノイ州制定法も、死者の相続手続きにおいて補償の問題を解決しようという試みであるが、より進んで相続法の範囲内でこの問題を解決しようとする近年の提案がある。次にそれについて見ていくこととしよう。

第5節 近年の提案(家族内ケア提供者の選択的相続分 Family caregiver's elective share)

アメリカ相続法においては、遺言の自由の制約の一つとして、死者の生存配偶者を相続廃除から保護するために選択的相続分(elective share)が準備されている。この生存配偶者に認められる選択的相続分(elective share)の考え方を生存配偶者以外の家族構成員によるケア提供の補償に応用しようというのがアメリカにおける近年の提案である。これは、遺留分類似の制度といわれる選択的相続分(elective share)に、家族内のケア提供者を相続廃除(ケア提供をしても経済的に報われないという立場)から保護するという意味において、日本法でいう寄与分的な考え方を取り込んでいこうという試みである。それと同時に、遺言の自由の現代的正当性の中に、家族内のケア提供を促進し、それに対する見返りを確保することという目標を見出す学

説 ⁴⁵ に賛同するものでもある。ある学説はこれを family caregiver's elective share と呼ぶ 46。この家族内ケア提供者の選択的相続分(family caregiver's elective share) には、5つの特徴があるといわれている 47。①家族内の無 給のケア提供の担い手は第一に家族でなければならないこと、②選択権行使 の資格を持つケア提供者で選択的相続分を取得する家族の範囲を広くとらえ ていること(祖父母、祖父母の直系卑属、死者の継子、これらの親族の配偶者。 また、生殖補助医療により誕生した子、civil unions、domestic partners そ してこれらに類似する未婚の個人間の関係にも拡大する方針)、③家族内ケ ア提供者を債権者と同じ地位には置かないということ、なぜならば、ケア提 供の市場価値は比較的小規模、中規模の遺産を消費してしまう恐れがある し、ケア提供者と死者を経済的演者として扱ってしまうと、家族間の愛情 や思いやりといったものもないがしろにされてしまう恐れがあるからであ る。ケア提供は家族ならではの愛情と思いやりから発祥することを企図して いる。④家族内ケア提供者が選択権行使の正当性を明白かつ確信を抱くに足 る証拠によって立証すること、家族内のケア提供者による選択的相続分の取 得の対象となるケア提供期間は、死者の死亡に先行する3年のうち少なくと も2年である。⑤遺産管理にかかる財産移転と遺産管理にかからない財産移 転の双方を選択権行使の対象とすること、そしてケア提供期間が長期化すれ ば、それに伴い取得分も増えるものとされるが、それは死者の augmented estate 48 の 25% を超えない。家族内ケア提供者の選択的相続分の額は、全体 的に抑え気味で、生存配偶者のそれを超えてはならないものとされている。 以上の特徴を持つこの家族内ケア提供者の選択的相続分(family caregiver's elective share)を達成するための具体的手段としては、統一遺産管理法典 (Uniform Probate Code) Article II Part2 「生存配偶者の選択的相続分」に Part2A「生存する家族内ケア提供者の選択的相続分」を付け加えることだ という。(この改正案はまだ成立していない)。すなわち、それは同居の親族 にケアを提供した家族構成員が、その親族の死亡後遺産の中からケア提供の

対価に相当する財産を受け取ることを目的としている⁴⁹。家族内ケア提供者が選択的相続分の選択権を行使する際の家族構成員からは、すでに生存配偶者としての選択的相続分(spousal elective share)を与えられている生存配偶者は除外される。

この近年の提案は、高齢化が急速に進むアメリカ社会において、私的扶養をより充実させていこうという試みの中、家族によるケア提供だからこそ相続法の中で補償の手当を準備していこうというものである。そして、公的扶養の財源にも限界があるなか、家族内の高齢者ケアはまずは家族で担っていくことを推奨するものでもある。従来、アメリカでは扶養と相続を結び付けて考えることは皆無であったが、これを改めていこうという方針の第一歩であるともいえよう⁵⁰。また、起草者たちは、家族によるケア提供の補償の問題を、契約法の中で処理したり、死者とケア提供者の間に債務者、債権者という経済面を重視した発想を取り入れて処理したりすることを極力回避しようとしている。

第6節 まとめ

以上、アメリカ法を概観してきた。その中から気づいた点を以下に記す こととする。

1 アメリカ法(特にコモンロー)では、家族間でのケア提供の場合は、明示の契約がなければ、そのケア提供は無償でなされたものと推定するのを原則とする。実際には、有償の場合も考えられるが、ケア提供の対価の問題は、もっぱら契約法の中で処理されており、相続とは完全に切り離されている。しかし、判例は、相続で恩恵にあずかることのできる者には具体的な経済的効果を相続で受け取ることを推奨することもあるし 51 、反対に、相続で恩恵にあずかることのできない者には契約法の中で経済的効果を与えたりもしている 52 。相続で利得する可能性のある者には、生前の補償を要求したりもする 53 。また、補償請求に加えて、法定相続分や、遺贈を受領することができ

るかどうかについて、これを真正面から否定する見解は見受けられないが、 少なくともコモンローの原則を採用する判例は、両方の受領を認めることを 好ましいとはしていない⁵⁴。

- 2 アメリカ法の契約理論における大原則(Doctrine of non-recovery=Family member rule)は、次のように整理される。すなわち、明示の契約がなければ、家族間でのケア提供を無償でなされたものと推定し、ケアの受け手の死後、ケア提供者は補償を要求できないとするのである。これは日本法でいう寄与分的発想を排除したものと言えよう。寄与分的発想を認めると、死者の財産が相続人の一部に偏る可能性があり、アメリカの遺言の自由が重視する家族間で数字の上で形式的に平等を確保する自由 55 を侵害することになりかねないからである。日本法の寄与分制度は共同相続人間の実質的平等の確保を目的とするものであるから、その発想を排除したアメリカ法は家族間の形式的平等を今なお重視しているものといえよう。
- 3 ルイジアナ州判例法を一瞥したところからも、上記同様に、アメリカ法 (特にコモンロー) は、明示の契約がなければ、親族間 (特に親子間) のケア提供を無償でなされたものと推定することを原則とし、そこに敢えて有償性を見出し、主たるケア提供者への補償につなげることに対して消極的であるようであった。つまり、補償は認められにくいものといえよう。特に親子間のケア提供は原則として扶養の義務の範囲内のものであると見る向きが強い。ルイジアナ州では子による、親へのケア提供は、子が未成年時代に親が子に与えたケアに対応する債務の返済であると見る判決 56 もあった。
- 4 イリノイ州制定法(1988年その後 1992年、2008年改正)は、①ケアの受け手である精神的身体的障害者のケアに専念すること、②ケアの受け手と共に暮らすこと、③その期間が少なくとも3年に及ぶこと、の3つを補償請求認容の要件として掲げているが、補償請求を認めるにあたって、補償請求者に課されるこれらの要件を厳格に解釈している判決が見受けられ、ケア提供者の保護は今のところ期待通りには実現していない。しかし、制定法自

体に合憲の判断が下されたこともあり(2002年)、イリノイ州制定法採択当初よりは活用頻度は上がり、補償請求認容への今後の展望が窺える。

- 5 学者による近年の提案(2012年)である家族内ケア提供者の選択的相続分(family caregiver's elective share)は、家族内の良質なケア提供を促進し、そのケア提供に対する経済的見返りを、裁判官の裁量に任せるのではなく、規定による固定的原則として確保しようというものである。コモンローは寄与分的発想の導入を躊躇しているが、この近年の提案もまたコモンローの原則を克服しようとする努力の一端である。イリノイ州制定法と近年の提案は、手法こそ異なるけれども、ケア提供の対価として補償請求をしようとする家族構成員や実際にケア提供に従事し選択権を行使する家族構成員を、相続において、法定相続人や遺言上の受益者よりも優先させ、ケア提供に対する経済的見返りを必ず確保するという点で、同じ方向を目指すものである。イリノイ州制定法には補償請求認容の展望があり、また一方、近年の提案については一日も早い改正法の実現が待たれる。
- 6 日本法との比較の観点からいえば、コモンローにおける寄与分的発想の 受容に対する躊躇は、日本法における寄与分制度の運用の停滞と同様の様相 を呈しているといえよう。コモンローでは、家族間でのケア提供の無償性を 覆すための立証が非常に困難であるとされ、それは日本の裁判所において、 寄与分一特に療養看護型の寄与分一の立証が困難を極めることと重なる。ア メリカ法におけるイリノイ州制定法や近年の提案の試みは、これを克服する ための手段であり、日本でも参考にすべき点があると思われる。特に日本法 が注目すべきは、これら2つの考え方において、ケア提供の経済的見返りの 確保が必ず遺贈に優先するという点である。

注

1 伊藤孝江「療養看護に関するケースの紹介」家族32号43頁(2016)家庭裁判所は、 療養看護型の寄与分を認めることに消極的であるというのが、弁護士の間での共通認識

であるという。その理由は、①療養看護の必要性など「特別の寄与」の要件をひたすら 厳格に解釈していること、②親族間の扶養ないし協力義務を強調していること、③「被 相続人の財産を維持または増加させている」という要件、④立証の困難さであると述べ ている。(50頁)しかし、主張の根拠となるデータが著者の活動拠点である大阪高裁管 内の家裁での経験を中心としていることから、全国的にそうであるとは断言できない旨、 論稿の冒頭で予め述べられている。(43頁)

- 2 伊藤・前注1) 48頁~52頁。
- 3 法定相続人あるいは残余財産受遺者は、死者の死亡時に死者の靴の中に踏み入れ、死者の権限を取得、死者のすべての責任と死者の遺言に従った遺贈の支払い義務を引き受けるとするものである。例えば、Oが法定相続人 H を残して無遺言で死亡したとする。 H は O の財産の所有権を相続し、O の債権者に対する支払い、O の死亡を原因とする税金の支払いをする。これは統一遺産管理法典(Uniform Probate Code)も認める代替案ではあるが、これを採択する州はまだ一つもない。(JESSE DUKEMINIER, ROBERT H. SITKOFF, WILLS, TRUSTS, AND ESTATES, at 50-51. (9th ed. 2013).)
- 4 本稿にかかわるまた別のコモンローの原則として、明示の書面による契約がない場合に、遺産についての権利を主張するものは自己の主張を裏付けるために、死者が生前口頭でなした約束又は宣言の存在を立証する証拠を提出できないとするものがある。これに対し、制定法上の条件を充足すればそのような証拠であっても許容されるとする州法(dead man's statute)がある。
- 5 Heather M. Fossen Forrest, Loosening Wrapper on the Sandwich Generation: Private Compensation for Family Caregivers, 63 LA. L. REV. 381, 391, (2003).
- 6 *Id.*
- 7 *Id.*
- 8 Id. at 391-392.
- 9 Id at 392
- 10 *Id.* at 393.
- 11 *Id*

- Estate of Dodson, 878 S. W. 2d 513(Mo. Ct. App. 1994), 補償請求者は、死者の遺産 12 (estate) に対し、約30万ドル強を申し立てた。請求者はこの申し立てを、請求者が死 者に与えたサービスに対する quantum meruit recovery の性格を持つとした。事実審 裁判所は、請求者と死者が「家族ユニット」として一緒に暮らしていたと結論付け、サー ビスが無償で与えられていたものと推定し、また、たとえ請求者が支払いを期待してい たとしても、死者に支払う意思があったことを立証することができなければならないと して、補償請求を認めなかった。請求者控訴。死者は乳牛ビジネスに従事。請求者は銀 行員。二人は請求者の夫死亡後の1981年9月から個人的な関係を開始。請求者は死者 の妻であると公言したことは一度もなかったが、カップルであったこと、死者の家に住 んでいたこと、勤務時間以外は死者と過ごしていたこと、多くの人が二人は婚姻してい ると思っていたこと、二人が連れ立って教会に礼拝に通ったり、旅行にいったりしてい たことなどを証言。また、控訴審裁判所は、死者が、請求者を自身の仕事に協力させた り、そのためにアパートの一室を別に借りたままにさせるなど、請求者の行動を家族の リーダー(head)としてコントロールしていたと認定。また、請求者と死者は互いに お金を出し合い助け合っていたこと、レストランで食事をした時も、死者が支払うこと もあれば、請求者が支払うこともあったこと、生活する中で互いに義務を負担していた ことなども認定。家族の定義づけの4つの基準をすべて充たすと判断。約11年の個人 的関係の継続期間中、二人はそれぞれ他の者と交際していた形跡なし。その関係は、婚 姻証明書、挙式以外の点では、通常の婚姻と性質を同じくしていたと判断。ゆえに控訴 審裁判所は、事実審裁判所が、請求者と死者を「家族ユニット」と結論づけたことは誤 りではないとの結論に達した。事実審裁判所の判断を是認。
 - *上記 quantum meruit とは、提供役務相当金額の請求。契約違反による損害賠償の 請求と区別された準契約に基づく原状回復的な役務相当額の請求をいう。(田中英夫編、 英米法辞典 688 頁、東京大学出版会、1991 年。)
- 13 Forrest, supra note5, at 394.
- 14 Id. at 394.
- 15 *Id.* at 394-395.

- 16 See Marietta v. Marietta, cited infra note 21.
 - 7 Disbrow v. Durand, 24 A. 545(N. J. 1892). 補償請求者である妹は、兄の死亡に先行する6年間(1883年~1889年)にわたり、彼の家政婦としてサービスを提供したとして、彼の遺産(estate)に対して申し立て。巡回裁判所の事実審は以下の事実を認定。死者(兄)は小さな農場を営み、そこに住んでいた。1864年以前は、死者の母親も一緒に暮らしていた。母親の生前、本件補償請求者である妹は未亡人となり、息子を連れて死者の元へ帰り、共に暮らすようになった。1864年の間に息子は成人し、家を出て婚姻した。母親と死者(兄)と妹は引き続き母親の死亡まで1つの家族として同居。母親の死後、死者(兄)と妹は1889年の兄の死亡まで20年以上同居。その間、兄は畑を耕し、妹は家を守った。妹は最低限の生活に必要な糧を持たなかった。彼女の息子は、彼女の引き取りを申し出たが、強要はせず、彼女は兄の元に残ることを選択。死者(兄)が妹のサービス提供に対し報酬を与えることを約する明示あるいは黙示の契約が存在したこと、死者(兄)と妹の間でサービス提供に対する補償について話し合われたこと、その期待があったことを示す証拠は一切ない。以上に基づき、サービスは無償で提供されたものと推定され、巡回裁判所は補償請求者である妹の訴えを却下した。上級審もこれを是認。
- 18 UNIF. PROB. Cd. § 2-701(amended 1997).
- 19 Mann v. Moselev. 67 S. E. 2d 128(1951).
- 20 明示の契約がないために補償請求が認められない場合

1サービス(ケア)提供者がサービス(ケア)の受け手と同居し面倒を看ることによって利得していたケース

Hall v. Finch, 29 Wis. 278(Wis. 1871). 妹(被告)が死者である兄に対するサービス提供の見返りとして補償請求した事案。遺産管理人が反発。補助裁判官は請求棄却。被告控訴。巡回裁判所は、300 ドルの限度で被告の請求を認容。遺産管理人が上訴。

死者である兄は生涯独身。1868年2月55歳で死亡。1840年前半、彼は160エーカーの農場で農夫をしながら暮らしていた。1840年後半、彼の父母、被告を含む弟、妹が彼の農場兼自宅に住むようになった。この状態は、1845年の母の死亡まで続いた。彼の家は彼の父親の家族の自宅であった。母親の死亡直前、被告は近所に仕事を得たが、

死者の希望で取りやめになった。被告はその時から補償請求の根拠となるサービス提供 が開始したと主張。1854年秋まで、死者の自宅で家政婦の役割を担った。1851年9月 被告は最初の婚姻。相手 D は貧しく、死者の農場の労働者であった。1854 年秋、D が 体調を崩し、被告とともに引っ越し。被告は1857年まで死者の元を離れた。被告はD との間に2人の子を儲けたが一人はその幼少期に亡くなっている。1856 年秋、D 死亡。 1857年、被告は娘を連れて死者の元へ戻った。再び家政婦の役割を担うようになった。 DはDの父親の家で亡くなったので、自宅を持たず、被告はD死亡時困窮していた。 被告はその後1867年の死者の死亡直前まで死者の元で暮らした。1862年被告はHと再 婚。Hもまた死者の農場の労働者。再婚直後、Hは軍隊へ。数年留守にした。帰還後、 1867 年秋まで死者の農場で働いた。その後、被告と娘とともに遠方に引っ越し。それ まで被告は家政婦として死者の満足のいく仕事をしていた。被告が家政婦として死者の 元で働く間、被告は娘とともに死者から多大な恩恵を受けていた。被告の医療費、娘の 学費なども死者が支払っていた。また、被告は死者から家畜を与えられていた。死者の 元を去る時、被告は淋しいと言っていたようである。被告が死者の元で家政婦の役割を 担っていた間、当事者間でサービス提供に関する清算がなされるようなことは一度もな かった。サービス提供が補償の対象となる可能性を示唆するのは、1845年に被告が近 所に仕事を得た時に死者が引き留めた事実くらいである。死者の側に、被告の請求の根 拠となるような契約や約束は存在しなかった。当事者間ではそのような発想も一切な かったようである。通常親族間のサービス提供では、支払いはなされないとの推定が生 じる。これは明白な反対証拠によってのみ覆される。サービス提供に補償が認められる ためには、明示の契約がなければならない。これ以外のルールが採用されると、幸せな 家族が破壊される可能性が生じてしまう。本件でも、被告は補償請求という方法ではな く、他のきょうだい達と平等に法定相続人としての取得分を受領する方が望ましい。巡 回裁判所の判決は破棄。補助裁判官の判断を是認。

2 明示の契約の存在を立証するのには証拠が不十分であるとされたケース

McWhoter v. Pitman's Adm'r, 245 S. W. 133(Ky. 1922). J は死者 P の遺産管理人である C に対し、P と P 夫人に対して提供したサービスの見返りとして 1500 ドルを補償請求。

J の請求は棄却され、J 控訴。

JはPの姪で孤児であった。Jは22歳くらいまでGroves CountyのPの農場で暮らしていた。その後、Jは Mayfield に移り就職。Hと婚姻。婚姻後、PとJは Mayfield から約3マイル離れたところにある50エーカーの農場の共同所有者となった。彼らはそこで共に暮らした。その時P夫人は車いすの生活を余儀なくされており、Jの夫Hも病弱であった。Jは家事を一手に引き受け、P夫人とHの世話をした。1年以上過ぎてH死亡。Jは半年ほどサービス提供を続けたが、その後 Mayfield に移り、そこで再就職。Jが Mayfield に移った直後、P夫妻もそこに居を構え、2年ほど同居。その間Jは家事などのサービスを提供。P夫人の看護も行った。その後P夫妻は Wingo 近くの町に移った。彼らが去った後、JはMと再婚。 Mayfield の南西部で暮らすようになった。その後P夫妻はJの自宅近くに移り、1917年のP夫人の死亡、1919年のPの死亡までそこで暮らした。

JはP夫妻と農場と Mayfield で同居した期間と、P夫妻が Mayfield でJとは同居せずに暮らしていた期間に提供したサービスについて補償請求。同居期間中、Jは家事をこなし、P夫人の世話を積極的に行ったと主張。しかし本件は、親族間のサービス提供というだけでなく、生活共同体を同じくしていたというケースで、また提供していたサービスが些細なものではないことから、法はそのようなサービスを無償でなされたものとみなす。故に、通常の契約で要求されるよりも厳しい基準の証拠によって、明示の契約が存在していたことが示されない限り、補償請求は認められない。

Jは死者Pが何人かの証人に、「Jがいなかったらどうなっていたかわからない。」だけが頼りだ。Jなしではいられない。」と言ったことは、PがPの遺産(estate)からJに対して支払いをなすことの証拠であると主張。また、PがJに「私の死亡時にすべてを取得する。」と言ったことは、Pが自宅をケアの見返りとして甥に譲渡したことだけでなく、全財産をWingoの教会に遺贈したこととのバランスから考えなければならない。そのバランスを考えるとき、証拠は、明示の契約を示すのには不十分であると判断する。JとP夫妻が同居していなかった期間のサービス提供についても、補償を意図、期待してなされたものではないと判断する。その間、Jが子供を儲けていたこと、自身

の仕事に打ち込んでいたこと、P夫妻が4年間別に女性を雇ってP夫人の世話をしてもらっていたことなどがその根拠である。それだけでなく、P夫妻と交流のあった多くの近隣住人が、Jがほとんどサービスを提供せず、P夫妻と距離をとっていたと証言。下級審を是認。

3 死者 (義理の父親) と補償請求者 (義理の息子) の間に「家族のような関係」を見出したケース

Lucius' Adm'r v. Owen, 248 S. W. 495(Ky. 1923). 補償請求者 O は死者 L の義理の息子。 O は L の遺産管理人に対し、L の死亡に先行する 2 年以上 L と同居し面倒を看たことの見返りとして補償請求。巡回裁判所は O の請求認容。遺産管理人控訴。

遺産管理人は、〇の提出した証拠が不十分、巡回裁判所が、L側に〇に対する支払いの黙示の義務が生じていたと陪審を誤って誘導したと主張。〇は自身の提供したサービスが通常の域を超えていた、Lも支払いに合意、約束していたと主張した。

LはOの妻(Lの娘)の父親であった。LはOと娘と死亡に先行する2年以上同居。 その時Lは家族の一員として暮らしていた。Lは高齢で病気がちだったが、一人で歩くことはできた。時々体調を崩したが、数日で復調したりしていた。死亡の1週間から 10日前に深刻な状態になり寝たきりになったまま他界。

ある者が、近しい親族に対するケア提供について補償請求する場合、その者は明白かつ確信を抱くに足る証拠によって支払いに関する明示の契約の存在を立証しなければならない。そうでなければ請求は棄却される。O は唯一の証拠として、証人Sの証言を提出。それはSとLとの会話の中で、O の面前でLが支払いの意思を示す宣言を果たしたというものであった。しかし、この証拠は、LとO の間にサービスに対する支払いをなすことの合意があったことを示すものではない。LとO の間に、O のサービス提供に対してL が支払いをするという合意はなかった。

我々は多くのケースで、病気の親族がサービス提供者と同居する自宅で、支払いをすると単に宣言しただけでは明示の契約が存在したことは立証されないと判示してきている。たとえ、その宣言が、サービス提供者の面前でなされたものだとしてもである。我々の法域では、相互の利便性のために同居し、一つの家族の構成員として機能している者

たちである推定を生じさせる当事者たちの関係がある場合、法は、一人の病気の家族構成員が、サービス提供してくれた別の家族構成員に支払いをする約束あるいは合意をしたという推定を生じさせない。反対に、支払いへの期待のない状況で提供されたサービスは、補償が認められる前に、明示の契約が存在したことが立証されなければならない。そのような契約の立証には、より厳格な証拠が要求される。この原則は親子間だけでなく、叔父叔母と甥姪、いとこと他の近しい親族の間にも適用される。我々は先例において義理の娘にもこれを適用。ある人たちが一つの家族として暮らしている場合、彼らは互いの利便性のためにそうしていると推定される。どの子も、老親、特に病気の老親の面倒を看る当然の義務を持つ。子や子の配偶者に対し、明示の契約が存在しない場合に、黙示の契約に基づいてサービス提供の見返りとして補償を認めることは、正しい公序に反するものと思われる。

以上により、本件では、Oの提出した証拠は不十分で、下級審裁判所は遺産管理人に 有利に判断をするよう陪審を指導する必要があると判断する。下級審裁判所の判断を破 棄。

4補償請求は死者の生前になされなければならないとされたケース

Witte v. Smith, 152 S. W. 2d 661(Mo. Ct. App. 1941). 死者 S は補償請求者である原告 W の母親で、1939 年 9 月に W の自宅で死亡。 S は 24000 ドルに値する財産を保有。遺言を残していた。その遺言では被告である息子 O に 4000 ドルと土地を、原告である娘 W には 4000 ドルと自動車を残していた。(他にも他の者への遺贈あり。) 特定遺贈の支払いのあと、残余財産は W と O に平等に分配され、O が遺言執行者に指名されていた。遺言は正式に検認され、特定遺贈の支払いのあと、残余財産は W と O にそれぞれ 9000 ドル (特定遺贈を含む) 支払う余裕があった。 W と O は各自死者の遺産(estate)に対し 1000 ドルの手形の借りがあった。 原告 W は検認裁判所に、死者の遺産(estate)に対し死者へのケア提供の見返りとして補償請求の申し立て。検認裁判所はこれを認めた。被告 O が巡回裁判所に控訴。そこでもまた原告 W の勝ち。陪審は 100 ドルの補償を認める評決を下した。被告 O が再び控訴。

死者Sと原告Wの間に、ケア提供に対し支払いをするという明示の契約はなかった。

ミズーリー州 Springfield Court of Appeals は、下級審裁判所による陪審に対する以下 の説示を支持。「家族間のサービス提供については支払いの問題は生じず、それは当事 者の契約に関連する。そのような契約は明示あるいは黙示である可能性がある。しかし、 黙示の契約を見出す前に、当事者間に契約をする意図と理解があること、そして一方 に支払いをすることへの期待があり、もう一方に支払いを受け取る期待があることを立 証しなければならない。|「家族の関係が存在する場合に、サービス提供する者に心付け を与える期待、あるいは遺言で配慮する期待、そして心付けを受け取る期待、あるいは 遺言で配慮してもらう期待は、当事者間に契約を確立しないし、故に法的義務も生じな い。|「従って、本件の証拠から、補償請求者が、遺贈、贈与、報酬を受け取ることを期 待し、死者がそれらを与えることを期待していたが、死者がそれを生前に果たし損ねた と信じるなら、こういった事実は明示あるいは黙示の契約を確立しないと理解し、被告 に有利な評決を下すべきである。契約に相当するものを見出すのであれば、死者S側 に生前に支払いをする意図と期待がなければならないし、また同時に補償請求者である 原告 W 側にも死者の生前に支払いを請求し回収する目的と意図がなければならない。| また、ミズーリー州 Springfield Court of Appeals は、「娘から父親へのサービス提供を、 法は無償でなされたものと推定し、補償について明示の契約がなければ、補償請求は認 められない」と判示した先例を支持。故に下級審裁判所の判断は破棄されるべきで、理 由については新たな正式事実審理に差し戻す。

5補償請求者と死者の間に「家族のような関係」を見出したケース

Osborne v. Boatmen's Nat. Bank of Springfield, 732 S. W. 2d 242(Mo. Ct. App. 1987). 補償請求者である O は、死者 M の遺産 (estate) に対し、M に対する生前のサービス提供の見返りとして 3万ドルを申し立て。事実審裁判所は請求棄却。O 控訴。上級審は事実審裁判所の判断を是認。

死者 M は 1983 年以前に妻と別居。O と 1983 年に付き合い始め、O は M のガールフレンドとなった。関係は進展し、1984 年 1 月には二人はほとんどの時間を共有するようになった。婚姻についても話し合っていたが、M の離婚が成立するまで具体化せず。M の死亡時、離婚係争中であった。O と M は同棲し、O は家事を担い、二人で旅行に

出かけたりしていた。二人の関係は社会的なものであった。二人の間には性交渉もあった。生活費、旅行の費用などはすべて M が負担していた。1984 年 11 月、M はあごの感染症に罹患。M は体調を崩した後も、一人で歩くことができたし、旅行にも行っていた。1985 年 4 月、M は遺言を作成。その中で O に 1 万ドルの金銭遺贈。1985 年 6 月 M 死亡。

事実審裁判所は、OとMの間に「家族のような関係」を見出し、Oのサービス提供は無償でなされたものと推定されると判断。また事実審裁判所は、Oがサービス提供について明示の契約が存在したことの証拠を提出していないし、死者Mも金銭遺贈以外にOに支払いをするとした証拠もないと結論付けた。そして加えて、たとえOが証拠を提出して上記の事実を証明したとしても、Oに対する補償はMからの1万ドルの金銭遺贈で十分であるとまで言った。OとMが「家族のような関係」にあったことについては十分な証拠がある。Oは、サービス提供に対する支払いを期待しておらず、OとMの間に支払いに関する明示の契約はなかった。よって、Oの補償請求は認められない。明示の契約(約束)はないが補償請求を認める場合(補償請求を認める余地がある場合)

1 死者 (義理の父親) と補償請求者 (義理の息子) の間に「家族のような親密な関係」 を見出さなかったケース

Smith v. Milligan, 43 Pa. 107(Pa. 1862). 死者の義理の息子(補償請求者)が死者の遺産管理人に対して、1852 年 4 月から 1853 年 8 月にかけて死者に対して提供したサービスに対する補償を求めて出訴した事案。死者は補償請求者の義理の父親であった。当時死者は相当なケアを必要とする状態にあった。死者は義理の息子に頼る以前に、彼の農場のテナントの男性のところに世話になっていたが、世話になっていることに対して週1ドルの支払いをしていた。しかし、その男性との折り合いが悪く、ケアに対しての支払い能力はあったが、義理の息子のところに移った。義理の息子のところに移ってすぐに死者は契約を締結する能力を失った。下級審裁判所は、死者と義理の息子の間にケアに対して支払いをするという明示の契約の存在を示す十分な証拠がないことから、義理の息子の補償請求を認めなかった。しかし、ペンシルベニア州最高裁は以下のごとく述

べて、義理の息子の補償請求を認めた。「親子間での個人的なサービス提供では、金銭 による補償のための約束が結ばれたとは推定しない。親に対して提供されたサービスに ついて、法は支払う約束がなかったと推定する。しかし、これは例外的な場合である。 それは当事者間の親密な関係から湧き上がるものである。先例では、少なくとも明示の 約束は子に対し、サービス提供に呼応する親からの支払いを可能にすると規律された。 それ以下のものは、利益というよりもむしろ愛情が子としての関心やサービスの提供の きっかけとなったという推定を取り除くのに十分でない。」「義理の父親と義理の息子は そんなに親密な関係とは言えない。我々の慣習的な観点からすると、義理の父親が補償 を前提としないで義理の息子と恒久的に暮らそうとするとは考えにくい。本件は例外的 なケースではなく、通常の原則の下で処理されるべき事案である。個人的なサービス提 供がなされた場合に支払いを意図する約束があったという法の推定は、ケア提供者とケ アの受け手が血縁や婚姻で親族関係にあった場合は覆されると考えられている。しかし、 唯一親子間でのケアのやり取り以外では、その推定は覆らない。他のケースでは、当事 者間の関係性を超えて、債務は創造されていないと意図されていたことについての証拠 が示されなければならない。」「本件では、黙示の契約の想定を否定するような当事者間 の関係性はないし、むしろ黙示の契約を強力に想定しなければならない。死者が義理の 息子のところに移るとき、彼は自身の生活費を支払っていた。支払いができなくなって 義理の息子のところへ移ったのではなく、世話になっていた男性との折り合いが悪く なったことが理由で義理の息子のところへ行ったのである。死者は義理の息子以外に頼 る者がなかった。死者に支払い能力はあった。故に、死者が義理の息子の無償のサービ ス提供を期待していたとは考えにくい。|

2-旦自立した子が老親のために敢えて実家に戻りサービス(ケア)提供したケース Marietta v. Marietta, 90 Iowa 201(Iowa1894). 死者の息子(補償請求者)が死者の estate に対し補償請求した事案。遺産管理人がこれを拒絶。しかし、事実審裁判所は 520 ドルの限度で請求を認めた。遺産管理人が控訴。

死者は所有する農場に住んでいた。1888年に死者の妻が死亡。死者は1890年没。死者の死亡の約8年前に、息子は自身の息子を連れて親元に戻り、死者(父親)とその妻(母

親)と暮らしていたが、息子は常に両親と同居していたわけではなく、死者の死亡の数 年前には、別に自分の息子と居所を構えた。死者は死亡の約8年前から死因となった進 行性のがんに侵されていた。証人の証言によれば、死亡の2年前には継続的なケアを必 要とするようになっていた。この時、補償請求者である息子はケアを提供。料理、家事 をこなした。証拠は、裁判所によって認められた補償額を超えるケアが提供されたこと を示している。息子は自ら証人となり、ケアの内容について証言したが、これは証拠と して認められなかった。裁判所は証言の検討にあたり、補償請求者である息子のコンディ ションについてのみ焦点を当てるよう強調。証拠に関する制定法の目的は、訴訟に利害 関係を持つ人間が、個人的な取引やコミュニケーションの相手方が死亡などにより口を 封じられた時に、自己に有利な証言をすることを防ぐことである。先例は、原告が死者 に対して果たした労働と、それについて補償を受けていないと証言することはできない と述べている。本件では、補償請求者である息子は、証人にはなれないと指導されている。 先例は、すべての証拠は、黙示の契約が存在したことに関連しなければならないとして いる。本件では補償請求者である息子の証言から黙示の契約の存在は証明されなかった。 しかし、息子や娘が成人しても親元に残り、家族の一員として機能していた場合に、 そこでのサービスが無償で提供されたと推定するおなじみの原則が本件に妥当するかど うかは疑問である。本件の補償請求者である息子は、一旦自立し、親元を離れている。 彼は高齢の両親がケアを必要としたときに実家に戻った。証拠によれば、彼は死者から 農場を借り受け、賃料も支払っていたようである。このような場合には、当事者間で支 払いを前提にサービス提供がなされたと考えるのが賢明である。下級審を是認。

3サービス(ケア)の受け手が裕福でサービス(ケア)の程度が通常のケア提供の域を超えていたケース Nissen v. Flournoy, 254 S. W. 540(Ark. 1923). 妹(補償請求者)は兄の死亡に先行する約5年間にわたって提供したケアについて、兄の遺産(estate)に対して4700ドルの補償を請求。これに対し被告である遺産管理人が反発。検認裁判所は妹の主張を容れたが、巡回裁判所に控訴された。

兄は鉄道員でブレーキ係をしていたが、1911年両足の膝から下を切断。鉄道会社は賠償として彼に18000ドルを支払った。負傷後、兄は入退院を繰り返していたが、その後、

妹と暮らすようになった。そして、1918年の死亡までの約5年以上をそこで過ごした。この間、激痛が彼を襲い、彼の精神状態は安定しなかった。彼は相当なケアと関心を必要とし、妹は献身的にケアを提供。彼は見舞客に対し、様々な機会に、彼の死後、妹が彼の財産を取得すべきだと話していた。彼には妻子がなかった。(無遺言相続の場合、妹が1/2、被告がもう1/2を取得することになっていた。)

巡回裁判所の陪審員は被告に有利に判断。妹が上訴。

巡回裁判所は陪審員に対し、妹は、兄がケアに対し支払いをするという特別の明示の約束をしていたことを立証しなければ補償を回復できないと説示。また、巡回裁判所は、補償請求者と死者の関係が妹と兄で、こういう関係が存在するとき、法はサービスが無償で提供され補償の対象とならないと推定するとも説明。アーカンソー州最高裁は、この説示、説明が誤っていると指摘。巡回裁判所の判断を破棄。理由については新たな正式事実審理に差し戻し。加えて以下のごとく述べる。「先例を熟読、熟考すると、陪審員は周りの状況のすべてを考慮して、サービスが黙示の契約の下で果たされたか否かを決しなければならないとの結論に達する。このようなケースでは、サービス提供の根本に法的義務を据え、それゆえに黙示の契約はなかったとすることもある一方で、立証された周囲の状況と条件のすべてから、契約は存在したと判断されることもある。」「妹(補償請求者)は支払いを期待してサービス提供したこと、そして兄もそう理解していたこと、あるいは本件の状況では、兄は妹がサービス提供に対し支払いを期待していたと信ずるに十分な理由があったことなどを、直接証拠と同様に状況証拠によっても立証しなければならない。」

4 サービス (ケア) の受け手が裕福でサービス (ケア) の程度が通常のケア提供の域を超えていたケース Larson v. Larson, 201 N. W. 420(Minn. 1924). 1922 年 6 月、N は 76歳のとき無遺言で死亡。彼は妻と 4 人の子 (A,H,L,B) を残していた。遺産は 5 万 3 千 ドル。(債務は 2 人の娘 L、B による補償請求のみ) N 死亡の翌年妻が 85歳で他界。 2 人の娘 L と B は父親 N の遺産 (estate) に対し、1917 年 1 月から 1922 年 6 月までのケア提供について、各自 300 ドルを補償請求。検認裁判所では補償請求が認められた。息子 A により巡回裁判所に控訴され、陪審は補償請求者である L と B に合計 6650 ドルの補償

を認めた。A は新たな正式事実審理を申し立て、そこでは、補償請求者が補償額の各自 約 1570 ドルへの減額に応じなければ請求は棄却されると判示された。補償請求者が減 額に同意し、A が上訴。争点は、補償請求を認める十分な証拠があるかどうか、換言す れば、サービスが無償で提供されたという推定を覆すのに十分な証拠があるかどうか。

1911 年以前、死者 N は自身の農場に家族とともに住んでいた。1911 年、彼は息子 A に農場を賃貸。Grove City へ引っ越した。 1 年後、発作を起こし健康を損ねた。引っ越し前に 2 人の娘 L と B は就職し自立。各自、週 20 ドルを稼ぐようになった。 N と妻は Grove City に住んでいたが、娘たちがミネアポリスに呼び寄せ両親のために家を借り、1917 年 1 月から同居するようになった。その時に娘たちは退職。両親のケアに専念するようになった。1917 年 5 月、N はミネアポリスに小さな家を購入。そこに移り住んだ。ミネアポリスに引っ越すとき、N は年間 1000 ドル(税別)で A に農場を賃貸する合意に至った。 N はまた Grove City の財産から月 15 ドルを得ていた。銀行にもいくらかの預金があった。

死者 N は巨漢。発作の後遺症で多大なケアを必要としていた。妻は小柄であった。娘たちはその賃金から各自300ドルを貯金し、家具の購入やそのほか家族が必要とする物の資金に充てた。彼女たちは両親の生前は両親と共に暮らした。彼女たちは家事全般、ケアなどサービスを提供した。N はミネアポリスに移り住んでから特に多大なケアを必要としたので、娘たちは両親に対し切れ目のないサービスを提供した。医師が N は看護師を雇うなら 2 人必要なほど重大なケアを必要としていたと証言。

補償請求者である娘LとBは、補償を期待しながらサービス提供していたと証言。

ASという補償請求者側の証人は、娘たちの12年来の知人であるが、1917年の夏のある日、夫と共にLarson家を訪ね、家族全員が同席するところで、夫がNに「よく面倒を看てもらって2人の娘さんに感謝ですね。他人の手を借りるのとは違いますよ。」といったところ、Nが「それに対しては報酬を与えるつもり。ただ働きさせるつもりはない。」と答えたと証言。

これらの証言から、補償を認める十分な証拠はある、サービスが無償で提供されたという推定を覆す十分な証拠がある、と判断された。下級審の判断を支持。

5サービス(ケア)提供者が就職の機会を見送ってサービス(ケア)提供に従事した場合 Kohler v. Armstrong, 92 Or. App. 326(Or. Ct. App. 1988). 被告は死者 G の遺産 (estate) の人格代表者。原告(補償請求者)は G の姪で、在宅ヘルスケアの仕事に従事し、看護に関して経験豊富であった。原告は G の死亡に先行する約 10 か月間 G を介護。原告は G がサービス提供に対して合理的対価を支払うとした約束に基づいて、G の遺産 (estate) に対して補償請求。事実審裁判所は原告に有利に判断。被告控訴。オレゴン州控訴審裁判所は事実審裁判所の判断を是認。

死者 G の姪である原告(補償請求者)の証言によれば、彼女は 1986 年 1 月仕事の合 間にGを訪問。Gは原告の幼少期に原告の面倒を看ていた時期があり、原告はGを「Mom | と呼んでいた。原告の訪問時 G は 81 歳。自活が続けられるか心配していた。G は原告 にとどまるよう願い出た。原告同意。3月、原告にお金が無くなり、仕事の依頼を受け た時、原告はGに対しGの元を離れなければならないと伝えたが、Gはこれを聞き入 れず、原告に対し、とどまってくれるならGが受領していた年金の中から支払いをす ると約束。原告はGの元にとどまり、Gが死亡する1986年10月までケアを提供。原 告の証言は、信用できるものであれば事実審裁判所の判断を補強するのに十分である。 被告の控訴に際しての言い分は、原告がその証言を独立した証拠によって裏付けていな いというものであった。本件では、最強の証拠は原告自身の証言である。しかしなが ら、原告の2人の娘が追加的証拠を提供する。娘の一人 B は、母親である原告が G に 提供した労働について証言。1986年10月、G 死亡の約1週間前、B は G に G の悪化す る健康状態に対応する原告の継続的負担から原告を少し解放できないものかと掛け合っ た。Gは最初代役を拒み、Bによれば、原告に対し支払いをするといったという。それ に先行する5月あるいは6月、原告のもう一人の娘HもGと話し合っていた。Hによ れば、Gは原告に感謝し、原告にGの元を離れ収入の確保できる就職への徐もあった ことを認識しながら、「でも大丈夫。支払いはする。」といったという。被告は娘たちの 証言を不適切とし、親族間のケア提供は無償と推定されると主張。しかし、本件は、長 期間にわたるケア提供の関係や無償で奉仕するケア提供者のケースではない。原告の普 段の仕事は在宅ケアで、彼女はサービス提供の対価として報酬を得るものである。原告

は1986年1月まで、Gとは何年も同居していない。原告とGの関係は、サービス提供が無償でなされたとの推定を惹起するが、原告はこの推定を覆している。裁判所は、Gの原告の娘たちに対する発言から、Gが原告に対し支払いの義務を負っていたと認識していた事実を見出す。Gは原告の普段の仕事も在宅ケアなのだから、それをGに対して行うことを原告が不満とすべきではないと考え、代役を拒んだ節がある。また、特にGは、原告がGのために新たな仕事のチャンスを見送ったことと引き換えに原告に対し支払いの義務を負うと認識していた。原告の娘たちの証言から、裁判所は、原告がGに対してサービス提供し、Gがその対価として原告に対し支払いをする約束をしていたと見出す。

- 22 Forrest, supra note5, at 396.
- 23 Estate of Olivier, 18 La. Ann. 594(1866). 息子が母親に対し、彼女が必要とするもの (食事、身の回りの世話、薬の管理など)を、その死亡に先行する12年間にわたって提供していた。裁判所は、息子は9人の兄弟姉妹に対しその寄与について補償を請求し、回復する権限を持つと判示した。息子が請求したのは26674ドル。判決は、各法定相続人の相続分から2660ドルを支払うよう指示した。死者の生前の奴隷は大抵若い女性で、仕事をせず、死者の家族を構成する者であるが、本件はその奴隷が死者の息子であったケースで、通常、母親と息子の間に存在するに違いない関係を考慮すると、本件では寄与に関する証拠が十分で、この請求は認められるべきものであるとしたのである。息子が母親にケア提供していた時、母親は困窮していた。
- 24 Succession of Templeman, 64 So. 718(1914). 娘は、寝たきりで、死亡に先行する 11 か月以上、股関節脱臼で苦しんでいた母親と同居し、彼女を介護した。娘とその夫は、看護や他の個人的なサービスについて補償(1715 ドル)を請求。別途、母親の死後の機械への供給原料に対する請求(約220 ドル)も行っていた。裁判所は、「困窮する」親のためにケア提供をした子らは、共同相続人からその相続分の限りにおいて補償を回復する権限を持つと判示。しかし、本件の具体的解決として、裁判所は、母親が経済的に自活することが十分に可能であったことを見出し、これを理由に、娘に対し、共同相続人から補償を回復する権限を認めなかった。そして、判決の最後で、近しい親族間の

サービスの提供は無償と推定され、明示の契約あるいはそれと同等のものがない限り、 補償による回復は認められないとも言っている。

また Muse v. Muse, 40 So.2d 21(1949), 問題となったのは母親に対してケア提供をし た息子。そのサービスの内容は、母親の死亡に先行する約8年にわたって、2つの農場 において肉体労働を提供したというものである。息子は彼の労働の対価として、1か月 25 ドル、総額 2400 ドルを要求。サービス提供を根拠とする請求は、母親の遺産 (estate) に対する債務であるとも主張。これに対し、兄弟姉妹は、サービス提供者である息子の 肉体労働は、彼が母親と同居することにより既に母親の生前に扶養という形で十分に弁 償されていると反論。裁判所は、母親が、彼女自身の権利として15エーカーの土地を 所有し、加えて120エーカー以上の土地について用益権を持っていたことから、彼女は 困窮していなかったと判示。加えて、Civil Code229条の下で、「困窮する」親に対して サービスを提供する義務を果たした子は、兄弟姉妹に対しその相続分の限りにおいて部 分的返済を請求する訴訟原因を持つが、その義務を充足することでサービス提供者が債 権者に転ずることは原則としてあり得ないと判示。そしてここでも、息子や娘が親に対 して提供したサービスは無償と推定され、親の側から支払いの約束や支払うという明示 の意思を示さない限り、法は補償を認めないということを繰り返し言っている。従って、 息子は11人の兄弟姉妹に対し寄与について補償を請求し、回復する権限を持たないと された。

25 Succession of Guidry, 4 So. 893(1888). 義理の娘(実の息子の配偶者)が義理の母親の死亡に先行する2年間にわたり、同居し、食事、看護、その他のサービスを提供したことに対する補償(1440ドル)を求めて出訴した。これに対し、母親の財産について譲渡抵当権を持つ債権者が異議を申し立てた。義理の娘は死者の遺産(estate)の遺言執行者の妻であった。裁判所は、「困窮している」親に対して子がサービスを提供するときは、子は親に対し債務を返済しているのであって、死者の遺産(estate)に対し債権者として補償を請求することはできないと判示した。補償請求権は実際には遺言執行者である息子に属するのであって、その妻には属さないとし、それ故に息子は「困窮する」母親に対して負っていた借金を返済していたのであるから、息子は補償を求める権

限を持たないとしたのである。裁判所は、一般に、子が親に対する扶養の義務を果たしたからと言って、そのことが子を親の債権者に転じさせることは原則としてないし、子はただ義務を負う債務者の地位にとどまるだけであると述べる。本件の母親は、その債権者が優先的に弁済を受ける権利を持つ財産を残して死亡した。遺産(estate)の負担は、まず債権者から分配される。加えて裁判所は、サービス提供者が第三者であった場合は、その者は当然に estate に対し支払いを請求する権利を持つと述べる。なぜならば、第三者に「困窮する」者を扶養する義務はないからである。

- 26 Latour v. Guillory, 64 So. 130(1914). 義理の息子が、義父に対する生前の扶養料として、義父の7人の実子のうちの1人に補償請求したが、義父が共通の同意の下で遺産 (estate) に対する用益権を享受し、特に義理の息子に援助を頼んだわけでもなかったことから、請求が棄却された事案。義父は困窮していなかったものと判断された。
- 27 Forrest, supra note5, at 399.
- 28 Succession of Dugas, 39 So. 2d 750(1949). 死者 (主たるケア提供者の姉) は、耳が聞こえず、口もきけず、盲目であった。彼女の死亡に先行する約17年もの間、彼女の妹は彼女のケアをした。その死後、妹がこれらのサービスについて補償を求めた時、死者の他の法定相続人らが異議を申し立てた。裁判所は強い言葉で異議を申し立てた法定相続人らを非難した。非難の内容は以下の通り。「申立人(妹)は異議申立人らに気を遣いながら請求をしている。この異議申立人らは、病気の姉に対し長い期間にわたり援助を拒んだ者たちである。異議申立人らは、姉に対しすすんで援助を与え、彼らを責任から解放した妹の請求に反対している。」死者は、1200ドル相当の小さな土地を残して死亡。その後、裁判所の命令で土地を売却したところ、1500ドルの値がついた。妹は、自身の死者に対するケア提供の見返りとしてこの額に対して申し立て。裁判所は、妹のケア提供について更なる審理を尽くさせるため、ケースを下級審に差し戻した。
- 29 Forrest, supra note5, at 400-401.
- 30 制定法の内容「精神的身体的障害者の配偶者、親、兄弟姉妹、あるいは子で、精神 的身体的障害者とともに少なくとも3年暮らしケアに専念した者は、精神的身体的障害 者の死亡時に遺産に対し補償請求する権限が与えられなければならない。補償請求の認

容を決するにあたっては、行為無能力者への個人的ケア提供の結果として補償請求者によって経験された、失われた雇用機会、失われたライフスタイル確立の機会、感情的落ち込みを考慮しなければならない。補償請求には、看護や他のケアのための合理的請求に限らず、どんな請求も含まれなければならない。補償請求は精神滝身体的障害者の性質と程度に基づき、支払い可能な assets の範囲に従ってその最低限が以下の額で設定されなければならない。

- 1 100% 精神的身体的障害 10 万ドル
- 2 75% 精神的身体的障害 7万5千ドル
- 3 50% 精神滝身体的障害 5万ドル
- 4 25% 精神的身体的障害 2万5千ドル」 755 Ill. Comp. Stat. Ann. 5/18-1.1(West 1992).
- 31 「このセクションで制定法上の請求額が設定されているにもかかわらず、裁判所は、 生活状況が事実上補償請求者に対し身体的財政的利得を与えたり、与えることを意図し ていた範囲内で、これを減額することができる。減額にあたり、裁判所が考慮するのは、 以下のものには限られないけれども、一応以下の事柄を含む。(1)補償請求者に低コスト あるいは無償で居住環境が提供された、(2)フルタイムでのケア提供が軽減された、(3)補 償請求者に財政的利得が与えられた、(4)死者あるいは他者から補償請求者に対し個人的 ケアが与えられた、そして(5)どれだけ死者の死亡時に近接して補償請求者から死者にケ アが与えられたか。」(755 Ill. Comp. Stat. Ann. 5/18-1.1(West 2015).)
- 32 1 100% 精神的身体的障害 18万ドル
 - 2 75% 精神的身体的障害 13万5千ドル
 - 3 50% 精神的身体的障害 9万ドル
 - 4 25% 精神的身体的障害 4万5千ドル

(755 Ill. Comp. Stat. Ann. 5/18-1.1(West 2015).)

33 Matter of Estate of Hoehn, 600 N. E. 2d 899(Ill. App. Ct. 1992). 死者 H は 1989 年 3 月に死亡。妹 B は同年 10 月、死者の遺産 (estate) に対し、ケア提供の見返りとして 5 万ドルを補償請求。B は 1979 年から 1983 年にかけて H に対しケア提供したと主張。

1979年12月、日はイリノイ州 Lancon にあるアパートメントに引っ越し。同時に B も 玄関を隔てた別棟のアパートメントに引っ越し。日は当時からパーキンソン病に罹患しており、このアパートメントに居住している間に病気は進行。そのため、日は 1983年12月に養護施設への入居を余儀なくされた。日も B も 退職した未亡人。互いに社会的に認識されるコンパニオンであった。B は H に対し、養護施設入居直前の 1 年半にわたり、食事の準備、入浴介助などの身の回りの世話を提供したと証言。H は 1989年3月、約6万3千220ドルの動産を残して死亡。遺言で現金と動産に関する特定遺贈をしていた。B にはダイヤの指輪と家財道具、私的所有物が遺贈されていて、残余財産は H の孫の V と G に残されていた。B は前記の通り 5 万ドルの補償請求。巡回裁判所は、B の行動が制定法を充足していないとして B の請求却下。控訴審裁判所もこれに賛同。その理由は、B は「障害者と共に暮らすこと」という要件を充足していないからということ。「共に暮らすこと」にはアパートメントの別のテナントを含まない。また、控訴審裁判所は、巡回裁判所が、B が H の「ケアに専念」していないと判断したことも支持する。「3年」という期間も充足していない。

34 In re Estate of Rollins, 645 N. E. 2d 1026(III. App. Ct. 1995). 死者 J は、補償請求者 D の半血の兄。D は里親の元で育っていたので自身を J の唯一の法定相続人と認識していたが、実際には D のほかに 3 人の法定相続人がいた。D は J の遺産(estate)に対し、ケア提供の見返りとして 8 万ドルを請求。その請求に伴い、以下のごとく主張。J は完全に障害を負った退役軍人。D は看護師の資格を持ち、彼らの母親の死亡後の 1979 年 10 月から約 11 年にわたり J に対し看護、部屋や食事の提供を行った。J は 24 時間のケアを必要としていた。J は糖尿病、高血圧症、関節炎、失禁などの問題を抱えていた。加えて、1987 年に右足の指全てと左足のひざから下を切断していた。D は J に交通手段も提供していた。D の十代の息子たちも J へのケア提供を援助。毎年、退役軍人管理局の職員が、J のケア状況を確認に来ていた。D が J にケア提供した最初の 6 年間、J の後見人 L 銀行は、D に毎月 450 ドルを支払っていた。(財源は退役軍人管理局の関係) 1986 年、D は L に増額を申し入れ、L は月額 925 ドルプラス交通費 40 ドルで了承したが、これが限界であることを D に告げていた。(以上事実の概要。制定法の解釈につい

ては本文参照。)

- 35 In re Estate of Gebis, 710 N. E. 2d 385(1999), 本件には判例評釈がある。それによれば、 Gebis ケースにおいてイリノイ州最高裁は、一般原則として、被後見人の死亡によって、 後見と事実審裁判所の被後見人の財産監督の管轄権は必然的に終了させられるものとの 見解を表明。後見に服する財産に対する被後見人死亡後のケア提供への見返りとしての 補償請求は認められないとした。なぜならば、後見に服する財産は、上記一般原則に従 い、被後見人の死亡後は支払いができないからである。イリノイ州最高裁は、死者の債 権者と、存命中の被後見人の債権者との間に明確な線引きをした。死者の債権者は、存 命中の被後見人の債権者に優先するというのである。被後見人死亡後の後見に服する財 産に対して、イリノイ州制定法に基づいて補償請求することにより、死者の遺産を開示 する前に、その財産を激減させることは、死者の債権者(補償請求者を含む)を葬式費用、 遺産管理費用と同等の地位に置くイリノイ州制定法の趣旨からすれば、立法府の意図す るところではないことは明らかである。イリノイ州制定法は、補償請求者に対して、葬 式費用、遺産管理費用と遺産を共有すべきであると考えている。死者の遺産開示前に財 産が枯渇してしまったら、死者の債権者、葬式費用、遺産管理費用は頼みの綱がなくなっ てしまう。Gebis ケースにより、後見手続きを管轄する事実審裁判所の管轄権は厳しく 制限された。我々(Chicago Bar Association) は精神的身体的障害者の財産から死者 の遺産へのよりスムーズな移行を推奨する。実現のカギは今後の判例の動向が握って いる。(Kerry R. Peck, Estate of Gebis: Illinois Supreme Court Draws Line Between Descendent's Creditors and Creditors of Living Ward, 14-JAN CBA Rec. 36)
- 36 Forrest, supra note5, at 404.
- 37 In re Estate of Joliff, 771 N. E. 2d 346(Ill. 2002). 1970 年、W と妻 D は別居したが、その後離婚することはなかった。1977 年 3 月、W はバイク事故で脳に損傷を負ってから精神的身体的障害者となった。3 か月後、W の妹 P が W と W の財産の後見人に指名された。W は 1987 年 P が P の自宅に引き取るまで施設で過ごしていたが、1987 年以降、12 年以上にわたり P に世話になった。W は 1999 年 8 月無遺言で死亡。1977 年から 1999 年までの間に、P は W の後見財産(guardianship estate)から、後見人とし

て 275880 ドルの報酬とヘルパーとして 70925 ドルの報酬をそれぞれ受け取っていた。 W の死後、D は遺産管理状の付与を申し立て。 W と D の娘の一人である C がただ一人、 W の遺産の遺産管理人に指名された。 2000 年 7 月、P はイリノイ州制定法 18-1.1 に基づいて 20 万ドルの補償請求(custodial claim)を申し立てた。これに対し C は、イリノイ州制定法 18-1.1 がイリノイ州憲法に違反するとして、P の請求の棄却を求めた。

事実審裁判所は C に同意。イリノイ州制定法 18-1.1 はイリノイ州憲法の特別法条項、 平等保護条項、法の適正手続き過程、権力分立に違反するとした。P控訴。Cはイリノ イ州制定法 18-1.1 の補償請求者の範囲が限定されている点を不服とし、特別法条項、平 等保護条項に違反するとするが、イリノイ州最高裁は、ステイタスを基礎にした限定は 制定法の目的と合理的につながっているのであって、そのことは特別法条項、平等保護 条項に違反するものではないと判断。また、C はイリノイ州制定法 18-1.1 の請求認容の 際の最低額が任意であり、それはなぜならばケア提供者のケアの価値や既得の補償と無 関係であるからである、どの程度のケアが提供されれば補償請求を認容するか、行為無 能力のパーセンテージの決め方などが曖昧であるから、法の適正手続の過程に違反する と主張。しかし、イリノイ州最高裁はこれを否定。それらは陪審員が決める事実問題(fact questions) であると断じた。C はまた、補償額を設定することが立法府による司法へ の侵害であるとして権力分立にも違反すると主張。しかし、イリノイ州最高裁は、立法 府は司法の生来持っている権能を侵害するような法の採択はできないが、立法府のある 一定の損害賠償に対するそのような制限が許される場合があることを覚えておかなけれ ばならないとする。それは制定法上の訴訟原因において回復できる損害賠償である。イ リノイ州制定法 18-1.1 は補償請求 (custodial claim) の最低額を規定する。これは違憲 ではない。故に、イリノイ州最高裁は、事実審裁判所の判断を破棄し、理由について更 に審理を尽くさせるため、事実審裁判所に差し戻すとした。ちなみに本件では、請求者 の充足しなければならない要件として①請求者は精神的身体的障害者に近しい家族構成 員でなければならないこと、②請求者は少なくとも3年間精神的身体的障害者のケアに 専念しなければならないこと、を挙げた。そして、「専念 dedicate」の意味について最 高裁は、「人生の一定のゴールや道として何かに深くかかわること」と定義づけし、ま

た同時に、この制定法が、精神的身体的障害者の近くにいる家族構成員が、その精神的 身体的障害者の人生をより良いものとするために毎日その人生を捧げることによって生 じた目に見えない無形の犠牲、見送られたチャンスを認めるものであることを声高に宣 言した。

38 1「3年間共に暮らす」という要件を厳格に解釈し補償請求を認めなかった判決 In re Estate of Riordan, 814 N. E. 2d 597(3d Dist. 2004).

死者 E の息子である補償請求者 P はカトリックの牧師をしていた。E は 2001 年 11 月 99歳で死亡。1999年6月、PはEのフルタイムのケア提供のために休暇を願い出ていた。 それ以前も、Pは週に2回以上Eの元を訪れ、ケア提供していた。Pは休暇をEの自 宅で過ごすこともあった。Pの妹 J と D も E のケアを手伝っていたが、1998 年に D が 死亡し、その後「も体調を崩したため、Eへのケア提供の主体はPとなった。Pが休暇 願を出した後、PはEと共に暮らし、Eの死亡まで付き添った。Eの死亡後、PがEの 遺産に補償請求。その際、ケア提供のために仕事を一時中断していたこと、その結果雇 用機会を失い、ライフスタイルの著しい変化を経験し、感情的落ち込みにも耐えたと主 張。これに対し、Eの法定相続人DとJRがPの請求を却下する動議を提出した。その 根拠は、Pがイリノイ州制定法の求める3年の要件を充足していないということであっ た。事実審裁判所は、Dと IR の主張を容れた。Pは、確かにEのケア提供に専念した のは2年半だが、それ以前に週2回以上E宅を訪問してケア提供していたことが考慮 されるべきであると主張。しかし、我々は、訪問がたとえ定期的で広範囲に及ぶもので あったとしても、それは「共に暮らす living with」ということにはならないと判断する。 イリノイ州制定法は訪問ではなく、何らかの生活形態(living arrangement)の共有を 要求している(Hoehn ケース参照)。また、P はイリノイ州制定法が3年の期間が継続 的であることを要求していない旨主張するが、我々はそうとは判断しない。確かに何ら かの理由でケア提供が中断されることは考えられるが、イリノイ州制定法の3年の要件 を充足するためには、補償請求者が精神的身体的障害者と「共に暮らす」中でこの期間 にわたりケア提供する必要がある。定期的な訪問は、たとえ1泊していたとしても、そ のレベルには及ばない。Pは我々に制定法の緩やかな解釈を求めるが、我々は自由にこ

れを行うことはできない。事実審裁判所の判断を是認する。

2 ケア提供に「専念すること」という要件を厳格に解釈し補償請求を認めなかった判決 Estate of Mendelson v. Mendelson, 48 N. E. 3d 891(App. Ct. 2d Dist. 2016).

死者 D には 4 人の息子 R、M、RM、DM がいた。D は Highland Park に自宅を所有。 2004年か2005年にMは彼のガールフレンドと彼の2人の子と共に死者Dの自宅に引っ 越した。2005 年、D は Highland Park の自宅を M との ioint tenancy にする旨の捺印 証書を作成(2005年捺印証書)。しかし、税法上の優遇措置を受けるために登録はし なかった。2006 年、D は弁護士 LM によって準備された財産計画の書類に署名。その 書類の一部 2006 年の信託は、D の死後、D の遺産は4人の息子の間で平等に分配され ることを示していた。LM は 2005 年捺印証書について、D から聞かされたことは一度 もなかったと証言。むしろ D は、M が D に対し、何らかの書類に署名するよう圧力を かけてきたと訴えていたと述べた。そして D は4人の息子たちに対し公平でありたい、 遺産は4人の息子たちの間で平等に分けてほしいと願っていたとも述べた。2011年3 月、Dは Highland Park の自宅を抵当に銀行からローンの借り換えを行った。その時 Dは自宅をDの単独名義にしていた。2011年6月、Dは新たに信託を設定。受託者をD、 M を successor trustee に指名。2011年の信託はそれ以前の信託をすべて撤回していた。 2011 年 10 月に D 死亡。直後に M が 2005 年の捺印証書を登録。その後 M は、2005 年 捺印証書と同内容の捺印証書に従って 2011 年信託を登録。同年 11 月、死者 D の遺産 が Highland Park の自宅の適切な分配を決するために提訴。遺産は 2006 年信託の名の 下で分配することを求め、事実審裁判所が2006年信託を撤回するのならば、無遺言相 続に従って分配するよう求めた。2012年2月、MがDの遺産にイリノイ州制定法に基 づいて補償請求。その後 M は Highland Park の自宅の分配について自身が取得すべき と逆提訴。補償請求の根拠として、MはDにケア提供していた旨主張する。しかしD の自宅から15分のところに住んでいた息子DMは、週1回ほどD宅を訪問していた が、M や M の家族がきちんと D にケア提供していた様子は見受けられなかったと反論。 2004 年から 2011 年にかけて、D は教会の慈善団体からホームヘルパーを派遣してもらっ ていた。Mはイリノイ州制定法の下で補償請求しているが、認容されるためには、補

償請求者は死者のケアに「専念していたこと」を示さなければならない。「専念」とは、 人生における一定のゴールや道に深くかかわることであると先例(Joliff ケース)は述 べる。また、決定要因ではないけれども、補償請求者がケア提供に専念していたかどう かを判断するにあたっては、補償請求者がケア提供に専念することにより、雇用機会を 失ったかどうか、ライフスタイル確立の機会を失ったかどうか、感情的な落ち込みを経 験したかどうかなどが考慮される。 М は D へのケア提供により、雇用機会を失ってい ないことを認めている。Mは日ごと、あるいは週単位でどれくらいDと過ごしていた かは証言していないが、事実審の認定通り、Mのライフスタイル確立の機会はDと共 に暮らすことでかえって促進された。M は D と暮らすようになって、D と暮らす以前 に住んでいた1部屋のアパートよりも安い家賃で4部屋の家に住めるようになった。M の子らも Highland Park の学校に通えるようになった。M が D へのケア提供によって 感情的落ち込みを経験したことを示す証拠もない。故に我々は M の補償請求を棄却す る。事実審裁判所は、M が信用に値する人物ではないこと、証言も信用できないこと を明言している。M の信頼性を別にしても、M が主張する6年以上に及ぶDへのケア 提供は、補償請求認容に値する「専念」のレベルには必ずしも達していない (Lower ケー スと比較)。また、Dの代わりに Mがいくつかの支払いを果たしたから、イリノイ州制 定法の下で補償請求できるという主張も棄却する。イリノイ州制定法の下での補償請求 は、他の金銭的請求に加えて果たせるものであって、その代りにはならないからである。 Highland Park の自宅も D の遺産に返還されるとの巡回裁判所の判断が是認された。

39 1 In re Estate of Lower, 848 N. E. 2d 645(2d Dist, 2006).

妻である補償請求者 M の夫 R の遺産 (estate) に対する 10 万ドルの補償請求を認めた巡回裁判所の判決に対し、S 銀行が異議を申し立て。S は M がイリノイ州制定法の下で R のケアに専念していたとされたことを争った。S は R に対し債権約 3 万 5 千ドル強を有しており、2002 年 R の生前に支払いを請求した者である。2003 年 8 月、係争中に R 死亡。

1991年、R は進行性の病パーキンソン病に罹患していると診断されていた。

控訴審裁判所は、Rがその人生最後の3年間自力で生活できない状況にあり、100%

精神的身体的障害者であったという事実審裁判所の判断を是認(R が 100% 精神的身体的障害者であった事実については医師の証言あり)。また、S が、補償請求認容にあたってイリノイ州制定法は補償請求者が実際に死者にケアを与えていなければならないと要求していることについて、自身も身体に不自由を抱え、R のケアを他のヘルパーに頼っていた M はこの要件を充足しないと主張したことには賛同しなかった。イリノイ州最高裁が補償請求者に対し、排他的なケア提供者であることを要求していないことをその理由としたのである。また、M が R のケアの司令塔となって他のヘルパーをサポートしていたこと、M が R に四六時中付き添い夜中に何度も起きて R の求めをヘルパーに伝えていたこと、R と正確にコミュニケーションできるのは M だけであったことなどから、M が R のケアに「専念していた」と認めた。そして、R のケアに専念することによって、M 自身の仕事も含めた社会生活の自由はかなり制限されていたこと、精神的に追い込まれていたことの事実を立証する十分な証拠も提出されているとした。よって、M はイリノイ州制定法の要件を充足しており、補償請求は認められるとされた。

2 In re Estate of Hale, 890 N. E. 2d 1244(1st Dist. 2008).

娘である補償請求者 V と S が母親 H の遺産 (estate) に申し立て。R と C がこれに反発。 巡回裁判所は、V と S に 5 万 ドルの補償を認めた。これは、V と S が当初 10 万 ドルで 請求した額を、死者の生前に後見人として得た 5 万 ドルと相殺した結果であった。これ を不服として V と S が控訴。

2005年1月、Hの遺言を検認。Vが単独の遺産管理人に指名された。

VとSは1995年5月、テキサスからHをイリノイに引き取っていた。Hはテキサスにいるときに医師からアルツハイマー病に罹患していると診断され、トイレ介助を要したため、介護施設への入居をすすめられていた。またテキサスでは、Hの夫も病気でHの面倒を見られない状況にあった。VとSがHをイリノイに引き取ってから、2004年10月のHの死亡まで、VとSは約9年半にわたりケア提供。その間Hは24時間のケアを必要とし、VはHへのケア提供のために雇用機会を見送り、他の活動も制限していた。

控訴審裁判所は、イリノイ州制定法の解釈として、補償請求認容にあたっては少なく

とも3年のケア提供を要し、精神的身体的障害者の死亡と同時に補償請求の権限が与えられるとした。そして、制定法は最低限3年のケア提供を要求しているが、巡回裁判所は約9年半に及ぶケア提供全体を補償額決定の際の評価対象としなければならなかったとした。そして補償請求額10万ドルを、Vに対するH生前の後見人としての費用5万ドルと相殺した件については、イリノイ州制定法に基づく補償請求は、後見人として受領した被後見人Hの扶養にかかる後見費用を補完する性質のものであるから、相殺は認められるべきではないとした(Joliffケース参照)。結果的に、VとSの言い分を認める方向で、巡回裁判所の判断を破棄差し戻しした。

- 40 Forrest, supra note5, at 404-405.
- 41 1992 年改正時。現在、最高 18 万ドル、最低 4 万 5 千ドル (2008 年改正)。
- 42 Forrest, *supra* note5, at 405-407.
- 43 Matter of Estate of Hoehn, 600 N. E. 2d 899(1992). (前注 33 参照)
- 44 学説は、代替案として以下のような内容の制定法を示している。

Section1で立法の目的を、高齢の親族に対し、個人的に多大なケア提供をした家族構成員に適切な財政的補償を与えることとし、そして、代替案が示す制定法は、ケアの受け手である高齢の親族と家族構成員であるケア提供者が自主的に締結した私的な契約に優越しないとする。しかしながら、私的な契約が締結されていない状況で個人的に多大なケア提供がなされたのであれば、この制定法は家族構成員であるケア提供者に対する適切な補償の決定を支配するとしている。

Section2では、さまざまな定義づけをする。①高齢者と高齢のケアの受け手は65歳以上のすべての人を意味する。②「個人的なケア」とは日常生活における活動の補佐を意味する。③「親族」には、婚姻、血縁、あるいは養子縁組で高齢のケアの受け手と親族関係にあるすべての人を意味する(補償を受けることのできるケア提供者の範囲を拡大)。

Section3で補償可能な請求の在り方と裁判所の態度の在り方を示す。①高齢の親族に対し、少なくとも3か月以上連続で少なくとも120時間の個人的ケアを提供した親族は、高齢者の遺産(estate)に対し補償請求する権限を持つ。② Section4 に掲げられている

要因を考慮するのに関連した証拠を受領した後、裁判所は補償の額を決めなければならない。裁判所は、高齢者の遺産(estate)に対するこの債務の満足を、遺言上の受益者や法定相続人への遺産(estate)分配に優先させなければならない。

Section4 補償を付与するときに考慮すべき要因として、①ケア提供にあたり、請求者によって消費された時間、②高齢者によって要求されたケアの範囲と度合、③ケア提供の期間、④請求者が失った、あるいは縮小した雇用機会(あれば)、⑤請求者が失ったライフスタイル確立の機会(あれば)、⑥請求者の身体的、精神的、あるいは感情的苦痛で、ケア提供を原因とするもの(あれば)。

以上を制定法の規定のごとく記すと以下のごとくである。

Chapter_:Family caregivers に対する補償

Section1 目的

この立法の意図するところは、family caregivers に対し、老齢の親族に対しかなり多くの個人的なケアサービスを提供したことについて、適切な財政的補償を与えようということである。この制定法に規定されていることは、家族構成員が自主的に締結した私的契約に優越しない。しかしながら、私的契約が締結されておらず、個人的なケアサービスが提供されたのであれば、この制定法は family caregivers に対する適切な補償の決定を支配する。

Section2 定義

この chapter で使われる場合

- (1) 「老齢者」と「老齢のケアの受け手」は65歳以上のすべての人を意味する。
- (2) 「個人的なケア」は、日常生活における活動の補佐を意味する。その活動の中には、 食事の支度、掃除、入浴介助、身づくろい、買い物、輸送、看護、そして老齢者に よって必要とされる他の活動に伴う他のケアや補佐が含まれる。
- (3) 「親族」は婚姻、血縁、あるいは養子縁組で、老齢のケアの受け手と親族関係に ある人すべてを意味し、その中には、子、孫、兄弟姉妹、姪、甥、親、祖父母、叔母、 叔父そしていとこが含まれる。

Section3 補償可能な請求

- A. 老齢の親族に個人的なケアを提供する親族は、以下の場合に、老齢の者の遺産に 対し請求する権限を持つ。ケア提供した親族が、少なくとも3か月以上連続で少な くとも120時間の個人的ケアを提供した場合。
- B. Section4 に掲げられている要因を考慮するのに関連した証拠を受領した後、裁判 所は補償の額を決めなければならない。裁判所は老齢者の遺産に対するこの債務の 満足を、遺言上の受益者や法定相続人に対する遺産の分配に先駆けて優先しなけれ ばならない。

Section4 請求、額、要因

補償を付与するときに考慮すべき要因には以下のものが含まれる。

- (1) ケア提供にあたり、請求者によって消費された時間
- (2) 老齢者によって要求されたケアの範囲と度合
- (3) ケア提供の期間
- (4) 請求者が失ったあるいは縮小した雇用機会(あれば)
- (5) 請求者が失ったライフスタイル確立の機会(あれば)
- (6) 請求者の身体的、精神的、あるいは感情的苦痛で、ケア提供を原因とするもの(あれば)

(Forrest, *supra* note5, at 407-408.)

- 45 Joshua C. Tate, Caregiving and the Case for Testamentary Freedom, 42 U. C. DAVIS L. REV. 129 (2008). この学説は、ケアの受け手に遺言の自由を積極的に活用させて、実際のケア提供者に有利な遺言を書かせ、相続においてケア提供を正当に評価しようとするものである。そして、複数いる子らの中で、より多くケア提供に貢献した子について、経済的見返りを与える裁量を遺言者に認めることによって、アメリカ相続法がイギリス連邦(Family maintenance system を採用)や大陸法諸国(遺留分制度を採用)より優位に立つことになると主張する。また同時に、両親の意思を無視してまで、ケア提供に全く貢献しなかった子に財産を与える必要があるのだろうかと疑問を呈し、遺留分制度には強く反発する。
 - *上記 Family maintenance system とは、死者の被扶養者のニーズと、死者の財産計

画の道徳性に関する一般的、社会的見解に基づいて、裁判所が、死者の財産から死者の 被扶養者への財産の分配を命令する権能を持つという制度である。裁判所に死者の財産 分配の裁量があるというものである。

- 46 Thomas P. Gallanis, Josephine Gittler, Family Caregiving and the Law of Succession: A Proposal, 45 U. MICH. J. L. REFORM 761. (2012). また、この提案をしている者たちは、遺言の自由に対する制限(イギリスやコモンウェルス諸国の family maintenance system や、大陸法の遺留分制度)については知るところであるようだが、彼らが日本をはじめとする大陸法諸国の寄与分制度の存在を認識しているかどうかは疑問である。彼らの中には、家族間の高齢者に対するケア提供の補償の問題を、遺言の自由に対する制限と同じ範疇の中で考えていこうとしながら、積極的に補償を認め解決していくことを遺言の自由の促進と捉える、一見矛盾しているかのような発想が窺える。
- 47 Id. at 780-783.
- 48 増加財産と訳され、生存配偶者の選択的相続分の意味合いでは、被相続人と生存配偶者の双方が被相続人の死亡時に有していた財産及び被相続人の死亡前に譲渡した一定の財産を指し、被相続人名義の財産のみではない両配偶者の財産を合わせたものを意味する。(常岡史子「配偶者相続権と法の役割-アメリカにおける検認裁判所の発展と配偶者の権利-」ケース研究 328 号 31 頁、53 頁、2016 年)
- 49 具体的に以下のように統一遺産管理法典を改正しようとしている。

Part2A 生存する家族内ケア提供者の選択的相続分

§ 2-2A01. 定義

- (a)このパートでは、
- (1) ケアとは、家庭内での健康維持補助あるいは個人的なケア補助という形で提供された種類のサービスを意味する。
- (2) 「家族構成員」とは、死者の、祖父母、祖父母の直系卑属、継子、祖父母の配偶者、祖父母の直系卑属の配偶者、あるいは継子の配偶者を意味する。

§ 2-2A02. 選択的相続分の権利

(a)選択的相続分の権利:選択的相続分の額

- (1) 家族構成員が主たるケア提供者であったこと
 - (A) この州にドミサイルを持って死亡する死者に対し、
 - (B) 死者の住まいあるいは家族構成員の住まいにおいて、そして、
 - (C) 死者の死亡に先立つ直前の3年間のうち少なくともトータル2年にわたって、 そして、
- (2) 家族構成員によって死者に対し提供された補償されないケアの価値が1か月1500ドルを超えていたこと

本パートの制約と条件の下で、1ヶ月1500ドルに等しい額の選択的相続分を取得することを選択する権利を持つ。しかしこの場合、死者の augmented estate の25% を超えないものとする。

(b)制定法上の利益における選択権の効果

選択権が死者の家族構成員によってあるいはその代理人によって行使される場合、家族構成員の homestead allowance、exempt property、そして family allowance などはもしあれば請求されないが、選択的相続分の額に加えて請求される。

(c)ドミサイルがない場合

この州以外にドミサイルを持つ死者の、生存する家族構成員のこの州に所在する財産 に対する選択的相続分を取得する権利は、死者の死亡時のドミサイルの法によって規律 される。

§ 2-2A03. Augmented Estate の構成

このパートでは、augmented estate は、不動産であろうと動産であろうと、有形資産であろうと無形資産であろうと、どこにあろうと、全財産の価値の総額を意味し、以下のごとく構成される。

- (1) Section2-204 で定義される死者の net probate estate、そして、
- (2) 死者の他者に対する nonprobate transfers で、Section2-204 に含まれないものは、 Section2-205(1)で定義されるように、Section2-208(a)と(c)に規定されるところから 除外によって減額される。(Section2-208(a)の最後のセンテンスの spouse を家族構成員に置き換える) そして、Section2-208(b)に規定されるように評価する。

§ 2-2A04. 選択的相続分の支払いの源

- (a)このパートの下での選択的相続分の手続きにおいては、家族構成員に移転するある いは移転していた augmented estate に含まれる額は、まず第一に選択的相続分の 額を満足させるために適用される。
- (b) Subsection (a)の適用後、選択的相続分の額が完全に満足されない場合は、残額の 責任は、家族構成員以外の受益者によって、augmented estate の中に含まれた財 産に対する受益者らの利益の価値に比例して、負担される。
- (c)生存する家族構成員の選択的相続分の満足されない残額は、Section3-904の目的の ための一般金銭遺贈として扱われる。
- 50 この方針の先駆けとなった学説は、相続権と、死者の生前の死者に対する受益者の 態度を結び付けて考えることを提案していた。その際に、中国の相続法を参考にしてい る。(Frances H. Foster, *Linking Support and Inheritance: A New Model from China*, 1999 Wis, L. Rev. 1199, 1202 (1999).)
- 51 Hall v. Finch. 前注 20 参照。
- 52 Smith v. Milligan, 前注 21 参照。
- 53 Witte v. Smith, 前注 20 参照。
- 54 遺贈があればそれで満足すべきであって、補償請求まで認める必要はないとする判例として、Osborne v. Boatman's Nat. Bank of Springfield, 前注 20 参照。
- 55 拙稿「日本の遺言法における要式性緩和の方向性について~アメリカの遺言法を参 考にして~| 学習院法論 22 号、60 頁、2015 年。
- 55 Succession of Guidry, 前注 25 参照。

(博士後期課程単位取得退学・研究生)